

入 札 公 告

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札後審査型）を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告により行うものとする。

令和8年7月27日

静岡県公立大学法人理事長

1 入札公告（個別事項）

1－1 公 告 日 令和8年7月27日

1－2 入札執行者 静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

1－3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒422-8526

静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学総務部施設室（はばたき棟2階）

電話 054-264-5105

電子メール sisetu@u-shizuoka-ken.ac.jp

1－4 工事内容等

入札番号	施第1004号
工事名	令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事
工事場所	静岡市駿河区谷田 地内
工事概要等	既設蒸気ボイラー 1,000kg/h 2基撤去 新設蒸気ボイラー 120kg/h、350kg/h 各1基 上記に係る機械設備工事一式
工期	契約締結日から令和9年1月29日限り
落札方式	制限付き一般競争入札
当該工事に関連する他種工事	なし

1－5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
1 静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	静岡県における建設工事競争入札参加資格の管工事に係る認定を受け、かつ、A等級に格付されていること。
2 許可の種類	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき管工事業に係る建設業の許可を受けていること。
3 営業所の所在地	建設業法第3条第1項に規定する営業所が静岡市内にあり、当該営業所が静岡県建設工事の入札参加資格を有していること。（当該業種の入札及び請負契約に関する権限等の委任を受けていること。）
4 入札参加資格条件における同種工事の施工実績	なし

5 右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること	・入札執行日以前に3か月以上の雇用関係があること。
6 技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること	入札日の翌日から起算して20日目から専任で配置できること。（土日祝日を含む。）なお、据付現場での監理又は主任技術者は、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要さない。
7 右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと	<設計業務等の受託者> 有限会社あおい設備設計事務所 静岡県葵区新富町6丁目8-1 <当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者> (1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
8 その他の条件	入札公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）のとおり

1-6 入札日程

入札前の入札参加資格の確認申請書（以下「資格確認申請書」）の提出	公告日の翌日から令和8年8月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで 申請書は契約条項を示す場所に電子メールで提出すること。（添付ファイル:PDF形式） ＊ 提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札公告「共通事項」2-2
入札参加資格の確認通知	令和8年8月5日（水）までに電子メールで発送し通知する。	
入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和8年8月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで 契約条項を示す場所に持参すること。	入札公告「共通事項」2-4
上記の回答期限	令和8年8月12日（水）まで	入札公告「共通事項」2-4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	公告日から令和8年8月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで	入札公告「共通事項」2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告日の翌日から令和8年8月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで 契約条項を示す場所に電子メール又は持参すること。	入札公告「共通事項」2-3
上記の回答書縦覧等の期間	令和8年8月6日（木）から令和8年8月10日（月）までの午前9時から午後4時まで	入札公告「共通事項」2-3
入札書等の提出	入札日時に入札場所に以下の書類を提出すること。 ・委任状（代理人の場合） ・入札書（封緘、封印して提出すること。） なお、入札参加資格確認通知書の写し、入札価格（工事費）内訳書を持参すること。	入札公告「共通事項」2-5
入札価格（工事費）内訳書	要	入札公告「共通事項」2-6
入札執行日時及び場所	令和8年8月17日（月）午前10時00分 静岡県静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学 はばたき棟3階 第4会議室	入札公告「共通事項」2-5

入札後に行う入札参加資格確認資料の提出	入札の日から令和8年8月19日(水)までの午前9時から午後4時まで 契約条項を示す場所に持参すること。 (次順位者以降の者の期日は別途指示する。)	入札公告「共通事項」2-2
入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和8年8月24日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで 契約条項を示す場所に持参すること。 (次順位者以降の者の日は別途指示する。)	入札公告「共通事項」2-4
上記の回答期限	令和8年8月26日(水)まで	入札公告「共通事項」2-4

1-7 設計図書等の交付方法

設計図書等の交付 設計図書等の交付は、次のとおり行う。 (1) 交付期間 公告日から令和8年8月4日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで (2) 交付場所 静岡県立大学ホームページ (https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/) (3) 交付方法 ホームページで配布する。(PDFファイル) 入札参加資格確認申請書に記載された電子メールアドレスに対して直接配布する。(その他ファイル)

1-8 設計図書等に関する質問に対する回答

契約条項を示す場所で、回答を書面にて縦覧する。

1-9 その他

調査基準価格(又は最低制限価格)の設定	調査基準価格の設定 無 最低制限価格の設定 無
前払金	請負代金の40%以内
中間前払金	前払金に追加して、請負代金の20%以内の額
部分払	請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
ISOを活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
法定外の労災保険(※)の付保	受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

※公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約

提出資料一覧

〈様式等〉	〈タイトル〉	〈提出時期〉
様式第2号	入札参加資格確認申請書	申請期限まで
様式第4号	配置予定技術者等の資格・工事経験	入札後提出期限まで
様式第5号	許可等の状況	入札後提出期限まで

2 入札公告（共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

静岡県公立大学法人契約事務取扱規定第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（個別事項）（以下「個別事項」という。）に記載）
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告「個別事項」に記載）
入札参加資格確認申請書（様式第2号、以下「資格確認申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下において「法」という。）第2条第2号に該当する団体 イ 個人または法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者 ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者 エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者 オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者 カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者 キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、資格確認申請書を作成の上、提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者になった者は、資格確認資料を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2) 資格確認申請書及び資格確認資料（添付資料含む）の提出は電子メールとする。
- (3) 入札参加資格の確認等

ア 入札参加資格確認基準日	資格確認申請書の提出期限の日
---------------	----------------

イ 資格確認申請書	様式第2号
ウ 入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
エ 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに以下の資料(添付資料含む。)を作成の上、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。 (1) 様式第4号 配置予定技術者等の資格・工事経験 (2) 様式第5号 許可等の状況
オ 同種工事の施工実績の確認(参加条件の場合)	同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し又は工事カルテ(CORINS)の写し等
キ 許可等の状況	様式第5号に建設業許可の状況及び経営事項審査の結果〈並びに営業所の状況[県内に営業所があることを条件とする場合]〉を記載すること。
ク 許可通知書の写し	建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し(資格確認申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの)〈及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等、静岡県内に営業所があることを証する書類[県内に営業所があることを条件とする場合]〉を提出
ケ 入札参加資格	有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し
コ 経営事項審査結果通知書の写し	建設業法27条の29第1項に規定する総合評定値通知書(審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの)の写し

- ・資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む。)の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む。)を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・提出期限後における資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む。)の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む。)は、返却しない。
- ・提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む。)は、公表しない。
- ・資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む。)に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告「個別事項」に記載
質問	電子メール又は書面を持参(様式自由)とする。
質問に対する回答	書面により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	契約条項を示す場所へ書面を持参(様式自由)とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

入札の場所	1－6 参照
入札の方法	入札日時に入札場所に以下の書類を提出すること。 入札書、委任状(代理人の場合)、入札参加資格確認通知書の写し、入札価格(工事費)内訳書(入札書と同時に提出が必要な場合のみ)を提出すること。 また、本工事の詳細な積算資料を入札執行場所へ持参すること。
その他注意事項	1 郵送による入札は認めない。 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 3 入札執行回数は、2回を限度とする。

2－6 入札価格(工事費)内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格(工事費)内訳書の提出を求める。

なお、入札価格(工事費)内訳書の提出の要否は、個別事項において記載する。

受付	入札書の提出に準じる。
様式	様式第9号
取扱い	入札価格(工事費)内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。(入札書と同時に提出が必要な場合のみ)

2－7 開札等

開札	入札場所において、入札事務に関係のない法人職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
落札者の決定方法	静岡県公立大学法人会計規則第20条の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格)をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。調査基準価格を設定した工事にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とする。 入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

入札の無効	1 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに静岡県公立大学法人競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、〔現場説明を行う場合〕〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書（入札書と同時に提出が必要な場合のみ）に不備があるときは、当該入札を無効とする。 2 低入札価格調査の対象者が、入札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第12項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。 3 入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。
-------	--

2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	1 入札保証金 免除 2 契約保証金 納付(契約金額の100分の10(低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30)以上) ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
契約書の作成	契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	1 工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があつた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2 1により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 ※ 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報・報告等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。
その他	1 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。 2 落札者は、様式第4号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。（専任の配置技術者が必要な工事の場合） 3 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。 4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 5 1-5に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む。）及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。 6 落札決定後に静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止措置があつた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

	(1) 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。 (2) (1)により契約を締結しない取扱いとした場合については、発注者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。 7 本工事の下請人については、静岡県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。 8 その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。
--	---

以上

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の工事に係る入札参加資格について申請します。
なお、入札公告「2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」をすべて満たしていること並びにこの申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。
また、この工事に係る設計業務等の受託者との関係において、応募要件に反しないことを合わせて誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年7月27日
- 2 工事名 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事
- 3 工事箇所 静岡市駿河区谷田 地内
- 4 資格確認

項 目	内 容
静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種(管工事)	有 ・ 無
認定業種(管工事)の格付等級	等級
建設業許可の種類(管工事業)	特定 ・ 一般
技術者の資格と氏名	
営業所の所在地	
設計業務等の受託者と資本若しくは人事面の関係 (有限会社 あおい設備設計事務所)	有 ・ 無
企業の連絡担当者の電子メールアドレス	

※複数の技術者を申請する場合、適宜、資格確認欄を追加(別紙可)して使用すること。
※入札参加に必要な参加資格は、執行機関で上記項目を加除訂正できる。
※添付書類は必要ありません。
ただし、入札執行後、落札候補者の方は、執行機関の指定する日までに入札参加資格に関する資料を提出するものとします。なお、資料が提出できない場合や資格要件を満たしていない場合等は入札が無効となります。
※虚偽の申請を行った場合、指名停止等の処分をすることがあるので十分注意ください。

入 札 価 格 （ 工 事 費 ） 内 訳 書

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

1	入札番号	施第1004号
2	工事名	令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事
3	工事場所	静岡市駿河区谷田 地内
4	工事費内訳	
	直接工事費	
	蒸気ボイラー設備改修工事(給蒸)	円
	蒸気ボイラー設備改修工事(給湯)	円
	直接工事費 計	円
	共通仮設費	円
	現場管理費	円
	一般管理費等	円
	共通費 計	円
	工事価格 計	円

公告添付資料

入札参加資格確認申請書作成の留意点

入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の作成について

- (1) 入札参加申請時に提出が必要な書類は、申請書(入札後審査型様式第2号)のみです。
申請書以外の様式や添付資料は、開札後に落札候補者のみ提出する必要があります。
- (2) 申請書の提出期限後における差し替え及び再提出はできません。
※ 特に、配置予定技術者の変更は、申請書の提出期限後はできませんので、注意してください。
- (3) 提出前に申請書に記載漏れや誤記等がないか確認してください。
※ 特に、「技術者の資格と氏名」欄には、必ず資格も記載してください。
(資格の例:○級建築士、監理技術者資格証(電気)、○級管工事施工管理技士など)

入札価格(工事費)内訳書作成の留意点 (入札時に提出が必要な場合)

入札価格(工事費)内訳書(様式第9号)に不備がある場合は、入札を無効とする場合があります。

金額の記載(計算)の誤りや提出枚数の欠落がないよう確認(検算等)の上、注意して提出してください。

入 札 条 件
(価格変動に対する契約条件)

公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和 6 年 6 月改正）第 7 条において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされている。

本工事についても、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えた、いわゆるスライド条項（静岡県建設工事請負契約約款第 25 条）を適切に運用するとともに、発注者は受注者からの協議の申出等について適切に対応する。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和 7 年 12 月改正）第 13 条第 2 項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、発注者は誠実に協議に応じる。

現 場 説 明 書			静岡県立大学総務部施設室
説明日時・会場	現場説明は行いません。		
工事名	令和８年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事		
工事箇所	静岡市駿河区谷田 地内		
工事概要等	規模、構造、形式	既設蒸気ボイラー 1,000kg/h 2基撤去 新設蒸気ボイラー 120kg/h 350kg/h 各1基 上記に係る機械設備工事一式	
	工法・工種	管工事 一式	
工期	令和９年１月29日限り		
債務負担	無		
関連工事	無		
入札	入札回数は２回を限度とする。 入札当日提出・持参する書類 ・入札書 ・委任状（代理人の場合） ・入札価格（工事費）内訳書 ・入札参加資格確認通知書の写し		
契約	契約に必要な書類 ・契約書２部（発注者、受注者）		
現場作業の着手	契約締結後速やかに、実施工程、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を監督員へ提出し、工事計画の承諾を得たのち着手すること。		
契約前の提出書類	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象となる場合は、入札後、契約書作成までの間に契約担当者に提出すること。		
契約直後の提出書類	受注者は、契約締結後所定の期日以内に次の書類を作成し監督員を通じ、それぞれ提出すること。 1 工程表 (２部１０日以内) 2 主任技術者等通知書 (２部１０日以内) 3 請負代金内訳書 (１部１０日以内) 4 建設業退職金共済制度等の掛金納入書 (１部３０日以内) 建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用「掛金納入書」 5 火災保険その他損害保険加入届出書 (１部加入後直ちに) 火災保険等（組立保険）に加入すること。なお、既設実験設備、実験に附帯する薬液等に損害があった場合に補償が可能な賠償責任保険等に加入すること。（保険期間は工期＋14日程度）		

下請関係	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱を遵守すること。 施工体制台帳は、施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図よりなるものとし、次のとおり、整備及び提出すること。 1 施工体制台帳（様式は要綱第2号に示すもの、又はこれに準拠するもの） 受注者が、その建設工事の一部を他の建設業者に請負わせて施工する場合に作成すること。 2 再下請契約届出書（様式は要綱第3号に示すもの、又はこれに準拠するもの） 下請契約における受注者が、その請負った建設工事の一部をさらに他の建設業者に請負わせて施工させる場合に作成すること。 下請契約が数次にわたる場合には、順次上位請負人を經由して元請負人へ提出すること。 3 施工体系図（様式は要綱第4号に示すもの、又はこれに準拠するもの） 受注者が下請契約台帳及び再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 4 提出の方法 工事完了までに提出すること。
工事工程月報	受注者は、工期が1ヶ月を超える工事について、月末における工事の進捗状況をその月の末日までに監督員を通じて報告する。（2部）
支払関係	1 前払金 (1) 前払金は請負代金額の10分の4以内の額（万円未満切り捨て）とする。 (2) 前払金を受けようとするときは、工事完成期日を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託すること。 2 中間前払金 (1) 中間前払金は、前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の額（万円未満切り捨て）とする。 (2) 中間前払金を受けようとするときは、前払金の支払を受けた後、当該前払い金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託すること。 (3) 中間前払の条件は、当該年度の工事実施期間の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の年割額の2分の1以上の額に相当するものであることについての認定を受けたものとする。 3 部分払 (1) 部分払金の額は、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相応額（以下「出来形金額」という）の10分の9以内の額（万円未満切り捨て）とする。前払金および中間前払金を受けたときは、出来形が現になされた前払金及び中間前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率に達したときにかぎる。なお、2回目以降については前回までの部分払金を差し引いた額とする。請求回数は契約

	書に記載のとおり。 計算方法 部分払金の額＝A－B A＝出来形金額×9／10…万円未満切り捨て B＝出来形金額×（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額…万円未満切り上げ 4 完成払 (1) 完成払は、建物の引渡し完了後請求できるものとする。 (2) 受注者は、完成写真、請求書を提出する。
変更契約	1 変更契約は、その必要が生じた都度書面をもって協議して行う。 ただし、軽微な変更の場合は、工事完了のときまでに行う。 2 提出書類 ・工期延長願 受注者側に起因する場合は延長願を提出する。 ・変更契約書2部 ・変更工程表2部
完成時の提出書類	・完成届（2部） ・完成写真（1部） 工事着手前と完了後と比較できるよう同方向から撮影したもの。
引渡し時の提出書類等	原則下記によるが、提出書類、部数等の詳細は監督員との協議による。 ・引渡書（1部） ・工事関係書類（一式） ・工事写真帳（1冊、完成写真付） ・完成図（A3判二つ折り製本2部） ・施工図（A3判二つ折り製本1部） ・CD-R又はDVD-R（2部：詳細は電子納品特記仕様書による） 工事工程表、主任技術者・現場代理人等通知書、工事写真、施工図、工事工程月報（最終分）、出来形確認請求書、施工体制台帳（最終分）、変更工程表、完成図、完成写真 ・連絡表等、その他保守・使用に関して必要なもの
材料及び製造所等の報告を求めもの	1 建築工事 (1) 既製コンクリート杭 (2) 生コンクリート (3) 鉄筋 (4) 鉄骨 (5) PC板ALC板 (6) 防水材料 (7) 石及び擬石 (8) タイル (9) 屋根材 (10) 仕上げ塗材 (11) 木材 (12) 金属製建具 (13) 舗装 (14) コンクリート2次製品 (15) 砕石 (16) ユニット類 (17) その他監督員の求めるもの 2 電気設備工事及び機械設備工事 (1) 使用材料 (2) 使用器材一式
材料検査簿等	受注者は、監督員が指定する機材について、材料検査簿を作成し、監督員の検査を受けること。

その他の事項	1 法人監督員事務所 無 2 工事期間中の仮設または試験用の電気料金および水道料金等について、既存施設を利用する場合は、施設管理者と協議のうえ精算すること。 3 特に注意する安全対策 (1) 建設地周辺の環境保全に努め、施設利用者、近隣住民に配慮し工事を行うこと。 ・既存施設の運用中であるため、施設利用者への安全確保に万全を期すこと。 ・試験等特に騒音が影響する場合など施設担当者と協議のうえ、工程を検討すること。 ・工事関係車両は、場内場外共に交通安全、汚損騒音防止対策に万全を期すこと。 ・1日当たりの工事車両が多い場合には、特に安全対策に配慮の上、事前に監督員及び施設関係者と進入時間等について協議すること。 ・土砂や材料等の飛散防止対策、臭気対策に努めること。 ・作業時間を厳守すること。 ・工事による騒音・粉塵・振動等の発生防止に努めること。なお、建設機械・設備については、低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される機器を使用するものとする。 (2) 関連工事との調整を十分に行うと共に、工事の円滑な推進、安全の確保を図ること。 (3) 工期短縮等のため、施工法、物品調達方法等施工VE（バリューエンジニアリング）を積極的に提案すること。 (4) 各種法令等を遵守すること。 (5) 交通整理員を適正に配置すること。 (6) 本工事において発生する産業廃棄物について、廃棄物の分別、収集、再生工場でのリサイクル、工場での製品加工、梱包材や養生材の簡素化、その他必要な事項について計画書を作成し、監督員に提出し廃棄物減量化に努めること。 (7) 枠組み足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。 4 受注者には設計CADデータを提供するので、参考にすること。提出するCADデータの形式は、JWWファイル形式とする。 なお、CADデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。 5 工事期間中、監督員が指示した場合は工事の施工状況がわかる写真を提出すること。 6 本工事における必要な対策、措置その他 (1) 全体工程表の作成と工程会議の開催 ・受注者は、月間工程を作成する。 (2) 安全対策 ・元請負業者と下請負業者が一体となり、安全で、快適な作業環境を作るよう協力すること。
--------	---

	(3) その他 ・大学利用者の安全対策、近隣住民に対する安全騒音振動対策等を考慮すること。 7 工事における仕様等は設計図、設計書による。 8 施工条件 ・大学行事等との調整を十分に行うこと。
--	---

産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に適用する。

第2条 産業廃棄物が搬出される建設工事にあつては、産業廃棄物管理票を(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(<https://www.jwnet.or.jp>)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェスト)により行うこと。

第3条 これにより難しい場合は監督員と協議すること。

電子納品特記仕様書

- 1 受注者は、最終成果を電子データで納品する。ここでいう電子データとは、「静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン」、「静岡県営繕工事電子納品要領」及び、「静岡県CAD図面作成要領」に基づいて作成されたものを指し、電子データを記録させたCD-R（ラベルに直接署名又は捺印を行う。）2部及び電子媒体納品書（紙）により提出する。

なお、電子納品の対象とする資料の範囲は、下表の番号に○印の付いたものを適用する。ただし、「紙」等で併せて提出するものとする。

①	工事工程表(変更工事工程表)	⑬	変更工程表
②	主任技術者・現場代理人等通知書	14	完成届出書
3	打合せ簿	15	緊急対策連絡表
④	工事写真	16	施工計画書
⑤	施工図	17	使用材料（機器）報告書
6	検討図面	18	火災保険等加入届出書
⑦	工事工程月報（最終）	19	再生資源利用促進計画書等
⑧	出来形確認請求書	20	レディミクストコンクリート調合報告書
9	引渡書	⑳	完成図
⑩	施工体制台帳(添付資料は除く)	㉒	完成写真
11	工事記録簿	23	カタログ
12	材料検査簿	24	その他

- 2 受注者は、発注者から提供された設計図等CADデータを、当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

【別紙】

- ☒ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 7 年版）
- ☒ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 7 年版）
- ☒ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）
- ☐ 土木工事共通仕様書
- ☐ 公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）
- ☒ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和 7 年版）
- ☒ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 7 年版）
- ☒ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）
- ☐ 建築物解体工事共通仕様書（令和 7 年版）
- ☐ 公共建築木造工事標準仕様書（令和 7 年版）

受注者は、土木工事等に係る仕様書（平成 3 年静岡県告示第 296 号）に基づく上記仕様書のうち、この工事に適用する仕様書（チェック「✓」の記載があるもの）により、この工事を施工するものとする。

令和 8 年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事

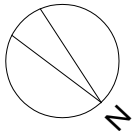
図		面		目		録	
		機		械		設	
						備	
M	－	0	1	機械設備工事特記仕様書（1/2）	M	－	1
M	－	0	2	機械設備工事特記仕様書（2/2）	M	－	1
M	－	0	3	施工条件特記仕様書	M	－	1
M	－	0	4	案内図・配置図	M	－	1
M	－	0	5	はばたき棟 ボイラー機器表(撤去)	M	－	1
M	－	0	6	はばたき棟 地下1階平面図	M	－	1
M	－	0	7	はばたき棟 地下1階機械室下部配管詳細図(撤去)	M	－	2
M	－	0	8	はばたき棟 地下1階機械室上部配管詳細図(撤去)	M	－	2
M	－	0	9	はばたき棟 地下1階機械室煙道詳細図(撤去)	M	－	2
M	－	1	0	はばたき棟 地下1階平面図(電気撤去)	M	－	2
M	－	1	1	薬学部棟他 個別蒸気発生器機器表	M	－	2
M	－	1	2	薬学部棟 地下1階平面図（改修）	M	－	2
M	－	1	3	薬学部棟 地下1階動物実験室詳細図(改修)	M	－	2

（表紙・目録共 27枚）

有 限 会 社 あ お い 設 備 設 計 事 務 所

施工条件特記仕様書 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。 なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督職員に報告し、協議するものとする。										道路関係	明示項目		適用項目	明示が必要な場合		明示事項		内容			
1 工程関係	1	関連工事との調整		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分		仮設道路の仕様														
					影響を受ける工事内容		安全施設等の設置期間														
					関連する工事内容		工事終了後の措置														
2		施工時期、時間の制限	○	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容		仮設備の内容														
					制限される施工時期・施工時間		仮設備の期間														
					制限される施工方法		仮設備の条件														
3		関係機関等との協議		当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容		仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合		仮設備の種類		工事特記仕様書、図示による。										
					協議内容		仮設備の構造、施工方法、施工範囲		図示による。												
					協議成立見込時期		仮設備の設計条件を指定する場合		設計条件の内容		図示による。										
4		地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	調査項目		建設発生土が発生する場合		受入場所及び仮置き場所までの距離		工事特記仕様書による。										
					調査期間		処分又は保管条件		工事特記仕様書による。												
					地下埋設物等の移設が予定されている場合		現場内での再利用又は減量化が必要な場合		現場内利用の内容												
5		作業不能日数			移設期間		再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合		減量化の内容												
					休日日数以外の作業不能日数		建設副産物及び建設廃棄物の処理		処理方法、処理場所等の処理条件		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。										
					指定部分		工事の規模（範囲）及び工期について指定した部分がある場合		受入場所、距離等の処理条件		建設廃棄物の種類、数量、処理等施設の名称、片道運搬距離、受入条件等										
7		設備工事との調整		完成時の各種検査までに、別途設備工事の試運転調整等を完了しなければならない場合	試運転調整等の適正期間の確保		地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合		支障物件名、管理者名等		支障物件の位置										
					設備の試運転調整等を行ううえで、支障のない状態まで完了していること		工事支障物件協議		支障物件名、管理者名等		防護										
					現場説明書による。		地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合		工事内容、工事期間												
2 用地関係	1	仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲		排水処理		排水工法、排水処理の方法等		排水工法、排水処理の方法、放流先										
					時間・時期		排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合		予定される排水量、排水の水質基準、放流費用												
					使用条件		排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合		放流水質、排水処理の方法等												
3 公害関係	1	公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間		水替・流入防止施設		施設の内容		設計条件、施工工法、材料種類										
					必要となる場合		周辺環境に与える影響の調査が必要な場合		設置期間												
					必要となる場合		周辺環境に与える影響の調査が必要な場合														
2		騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査		工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	事前・事後調査の区分		薬液注入		設計条件、施工工法等		施工範囲、削孔数量及び延長、注入量及び注入圧										
					調査時期		周辺環境に与える影響の調査が必要な場合		周辺環境調査の内容												
					未然に防止するための必要な調査方法		周辺環境に与える影響の調査が必要な場合														
3		電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分		工事現場発成品		品名・数量、品名、数量・品質		規格又は性能										
					調査時期		支給品及び貸与品		引渡場所・引渡期間												
					未然に防止するための必要な調査方法		支給品及び貸与品		近接協議に係る条件及び内容												
4 安全対策関係	1	交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容		架設工法		架設工法を指定する場合		施工方法										
					指定の期間		周辺環境に与える影響の調査が必要な場合		周辺環境調査の内容												
					指定の期間		周辺環境に与える影響の調査が必要な場合														
2		近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法		工事現場発成品		品名・数量、品名、数量・品質		規格又は性能										
					制限される作業時間帯		支給品及び貸与品		引渡場所・引渡期間												
					制限される作業時間帯		支給品及び貸与品		近接協議に係る条件及び内容												
3		落石、雪崩、土砂崩落の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容		架設工法		架設工法を指定する場合		施工方法										
					防護施設の内容		周辺環境に与える影響の調査が必要な場合		周辺環境調査の内容												
					防護施設の内容		周辺環境に与える影響の調査が必要な場合														
4		交通誘導員の配置		交通誘導員の配置を指定する場合	延べ人数		架設工法		架設工法を指定する場合		施工条件										
					配置時間		架設工法		架設工法を指定する場合												
					配置時間		架設工法		架設工法を指定する場合												
5		有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容		工事用水、電力		工事用水を指定する場合		工事用水の内容										
					換気設備等の内容		工事電力を指定する場合		工事電力の内容		工事特記仕様書による。										
					換気設備等の内容		工事電力を指定する場合		工事電力の内容		工事特記仕様書による。										
5 工事用	1	一般道の使用		搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路		新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合		工法の内容										
					制限される使用期間		部分使用		部分使用を行う必要がある場合		部分使用箇所										
					制限される使用時間帯		部分使用		部分使用を行う必要がある場合		部分使用時期										
				搬入、搬出路の使用及び使用後の処置が必要である場合		使用中・使用後の処置内容															
静岡県公立大学					(有) あおい設備設計事務所					図番 M-03											
静岡県公立大学					令和8年度静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事					施工条件特記仕様書											

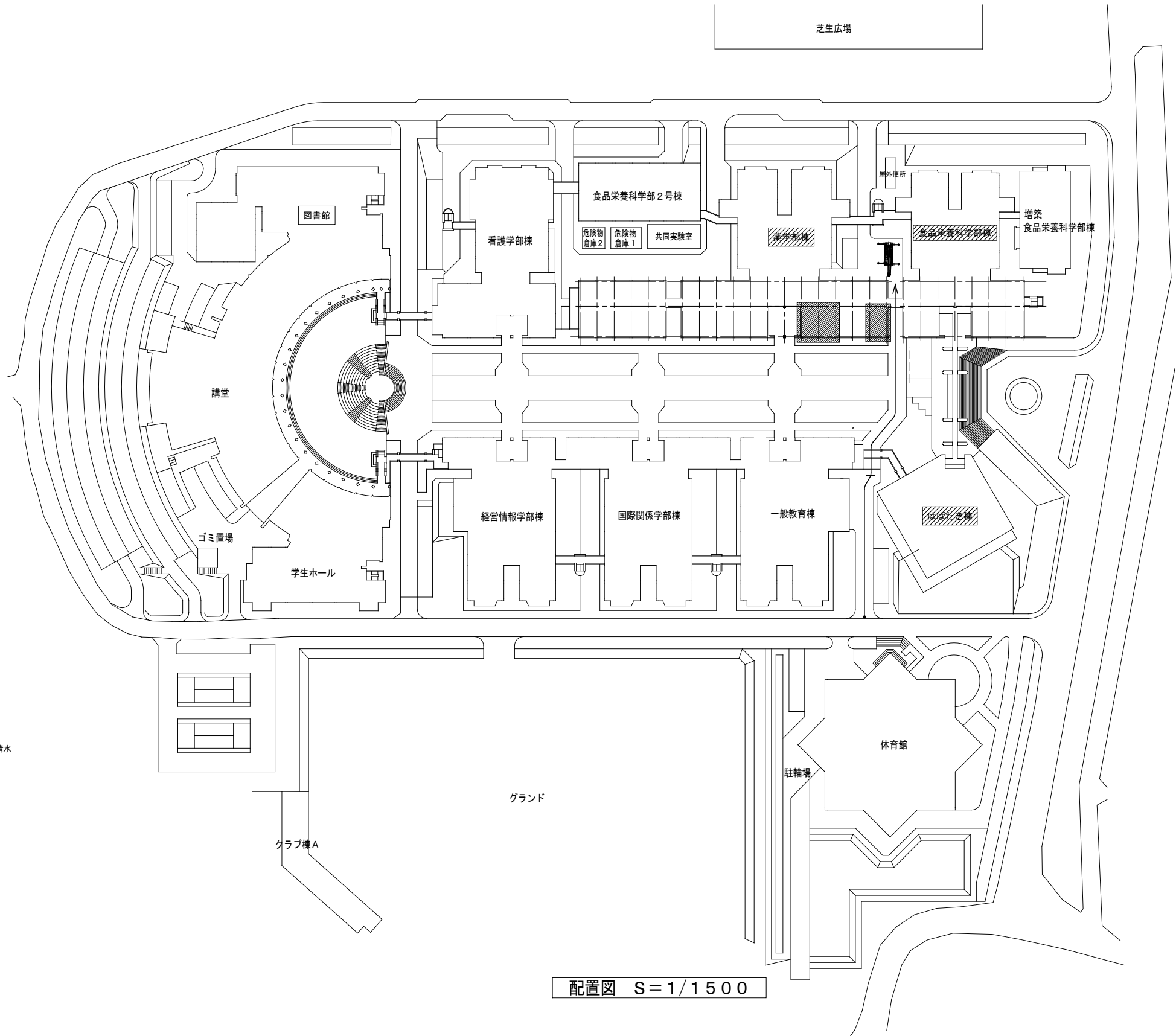
建物概要表	
施設名	静岡県立大学
地名地番	静岡県静岡市駿河区谷田 5 2 - 1
用途地域	第一種中高層住居専用地域及び市街化調整区域
防火地域	指定なし
その他の指定	第1種風致地区〔市街化調整区域〕 第2種風致地区〔第1種中高層住居専用地域〕
主要用途	大学
敷地面積	186,678.000㎡



施工箇所：静岡市駿河区谷田内



案内図

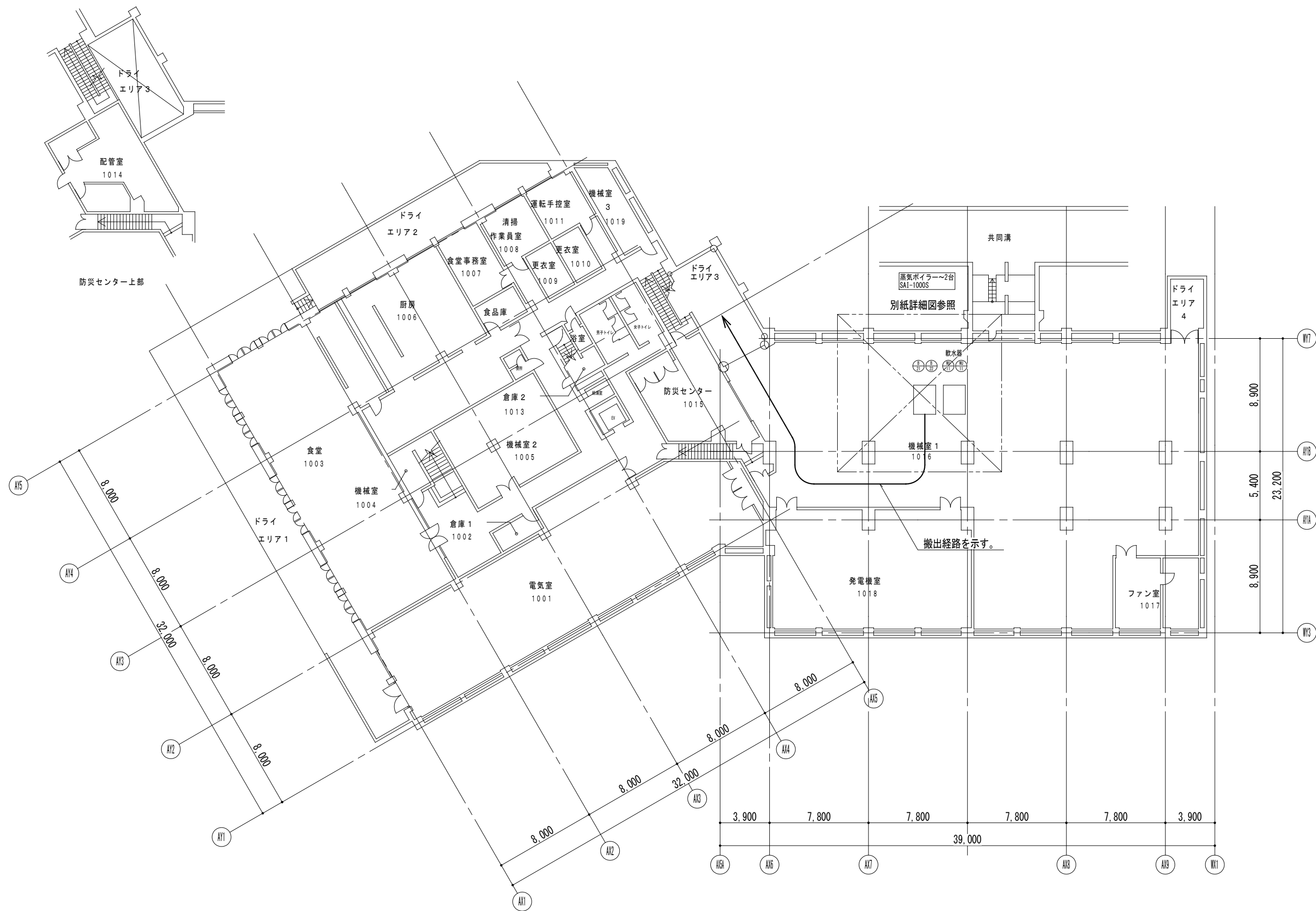


配置図 S=1/1500

		設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図書 M-04
	有限会社 あおい設備設計事務所			製図 多々良 修一	図名 案内図	A1:1 / NS
	〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813				配置図	A3:1 / 1500

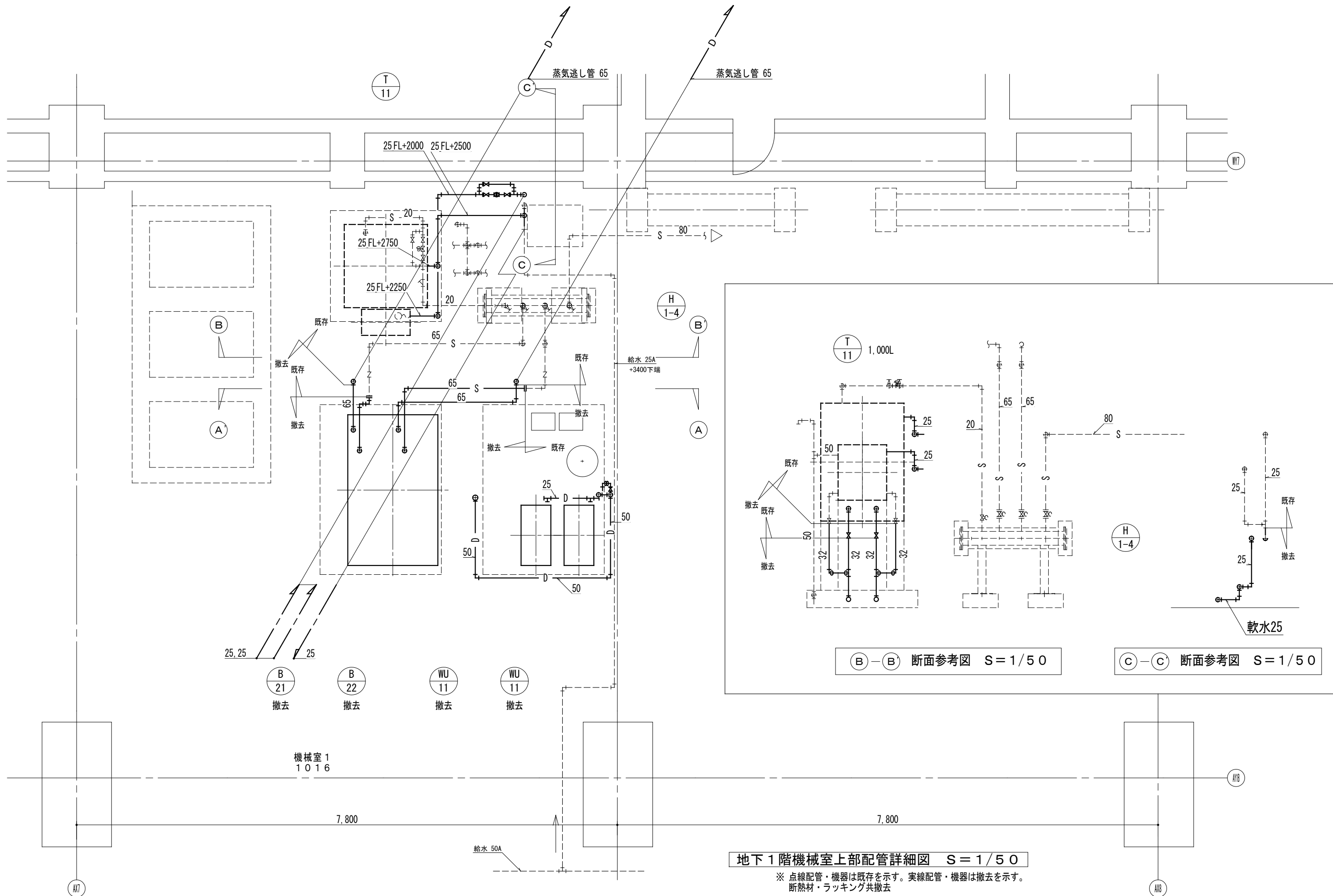
ボイラー機器表(撤去)

記号	機器名称	機器仕様	電気容量	数量	設置場所	備 考
B-1-21	蒸気ボイラー	型 式 : 貫流式	電源 3φ-200V	2	B1階機械室	SQ-1000ZS
B-1-22		相当蒸発量 : 1,000kg/h	消費電力 3.75kW			(三浦工業)
		最大使用圧力 : 0.98MPa				
		熱出力 : 1,000kg/h				
		伝熱面積 : 4.94m2				
		ガス消費量 : 57.9m3/h				
		外形寸法 : 2,305L×650W×2,335H				
		ユニット質量 : 1,300kg				
		付属品 : 薬液装置				
WU1-1	給水軟化装置	型 式 : 全自動型	電源 1φ-100V	2	B1階機械室	MSR-40W
		採水量 : 1,000kg/h	消費電力 113W			(三浦工業)
		樹脂量 : 1,000kg/h				
		再生食塩水量: 1,000kg/h				
		外形寸法 : 本体ユニット 460W×915D×1,670H×2台				
		外形寸法 : 塩水タンク 440φ×740H				
		ユニット質量 : メインユニット 220kg				
		ユニット質量 : サブユニット 205kg				
		ユニット質量 : 塩水タンク 8kg				



地下1階平面図 S = 1 / 3 0 0

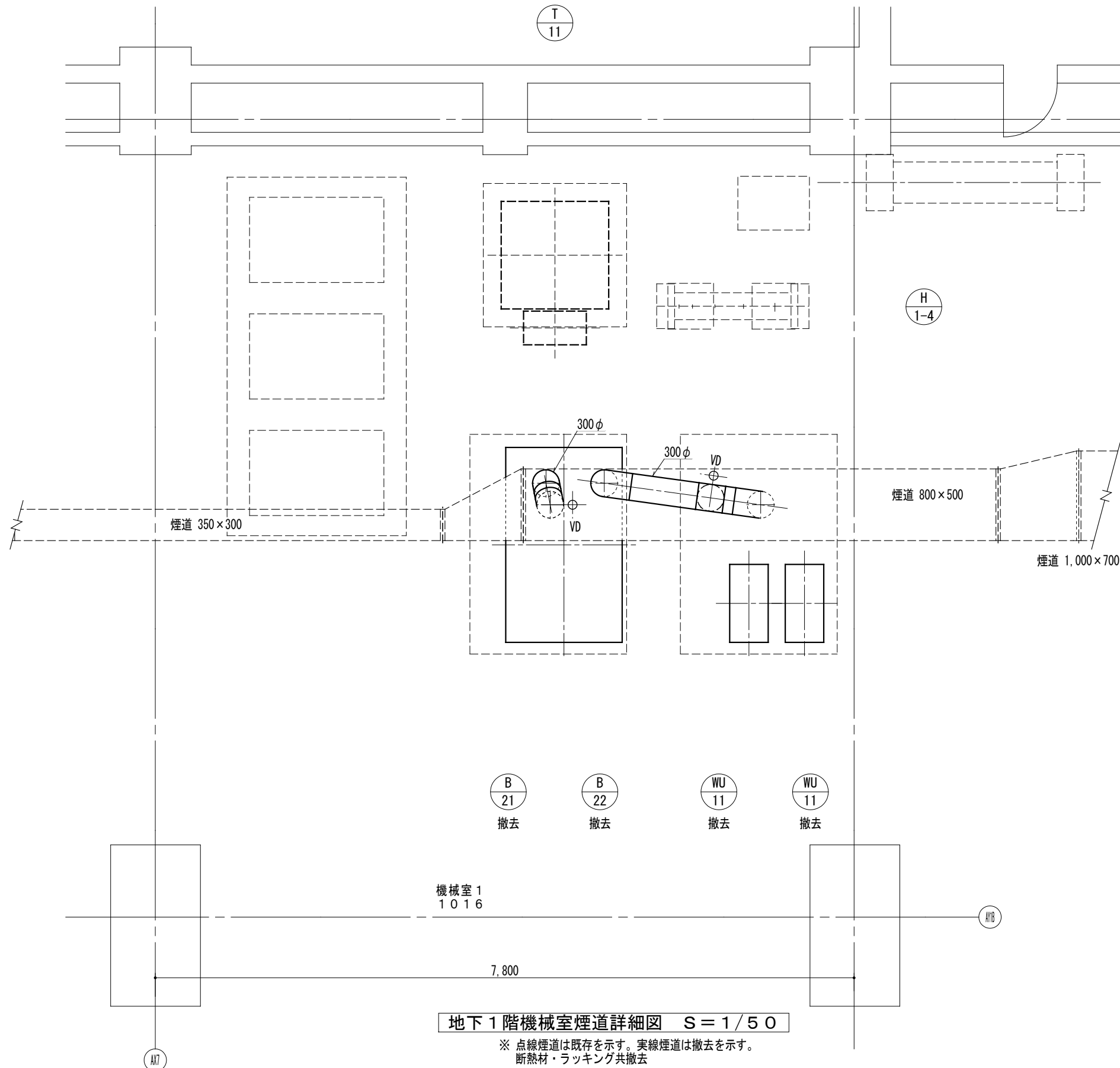
		設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図番 M-06
		製図 多々良 修一	図名 はばたき棟 地下1階平面図 A3:1 / 300			
〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813						



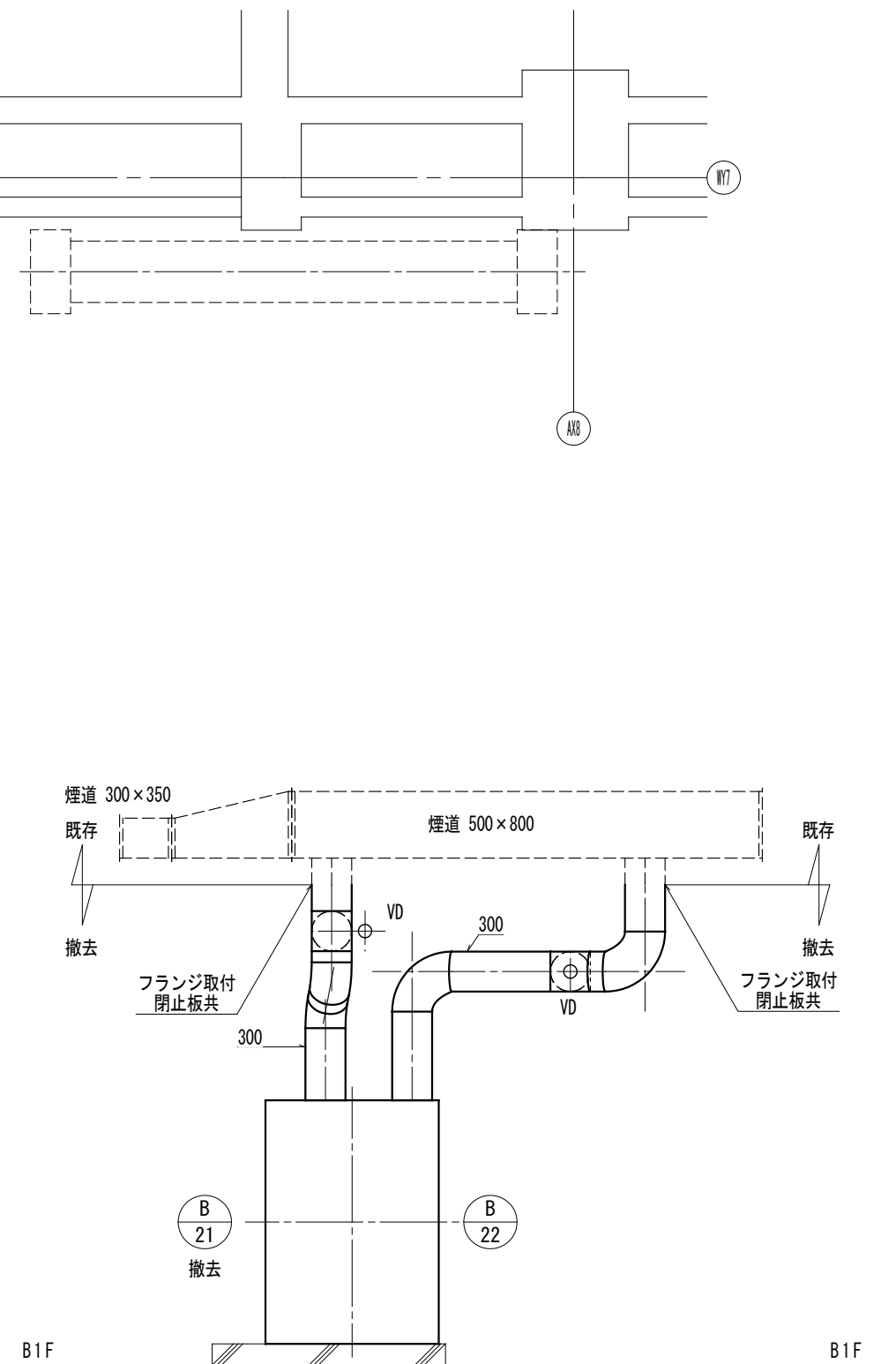
地下1階機械室上部配管詳細図 S=1/50

※ 点線配管・機器は既存を示す。実線配管・機器は撤去を示す。
断熱材・ラッキング共撤去

		設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和 8 年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図書 M-08
有限会社 あおい設備設計事務所						
〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813				製図 多々良 修一	図名 はばたき楼 地下1階機械室上部配管詳細図 A3:1 / 50	

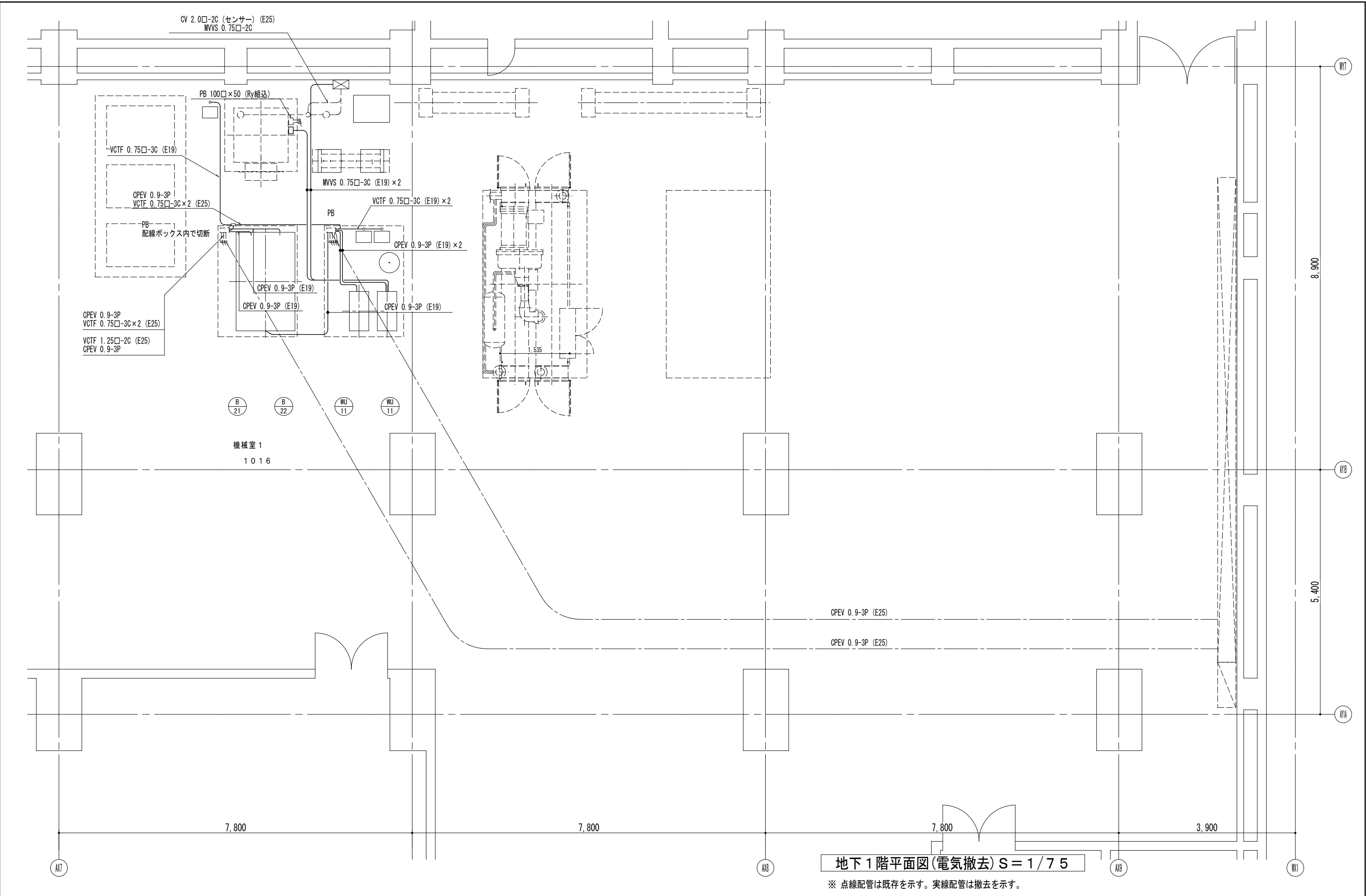


地下1階機械室煙道詳細図 S=1/50



地下1階機械室煙道断面参考図 S=1/50

		設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図番 M-09
	有限会社 あおい設備設計事務所			製図 多々良 修一	図名 はばたき様 地下1階機械室煙道詳細図 A3:1/50	
	〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813					



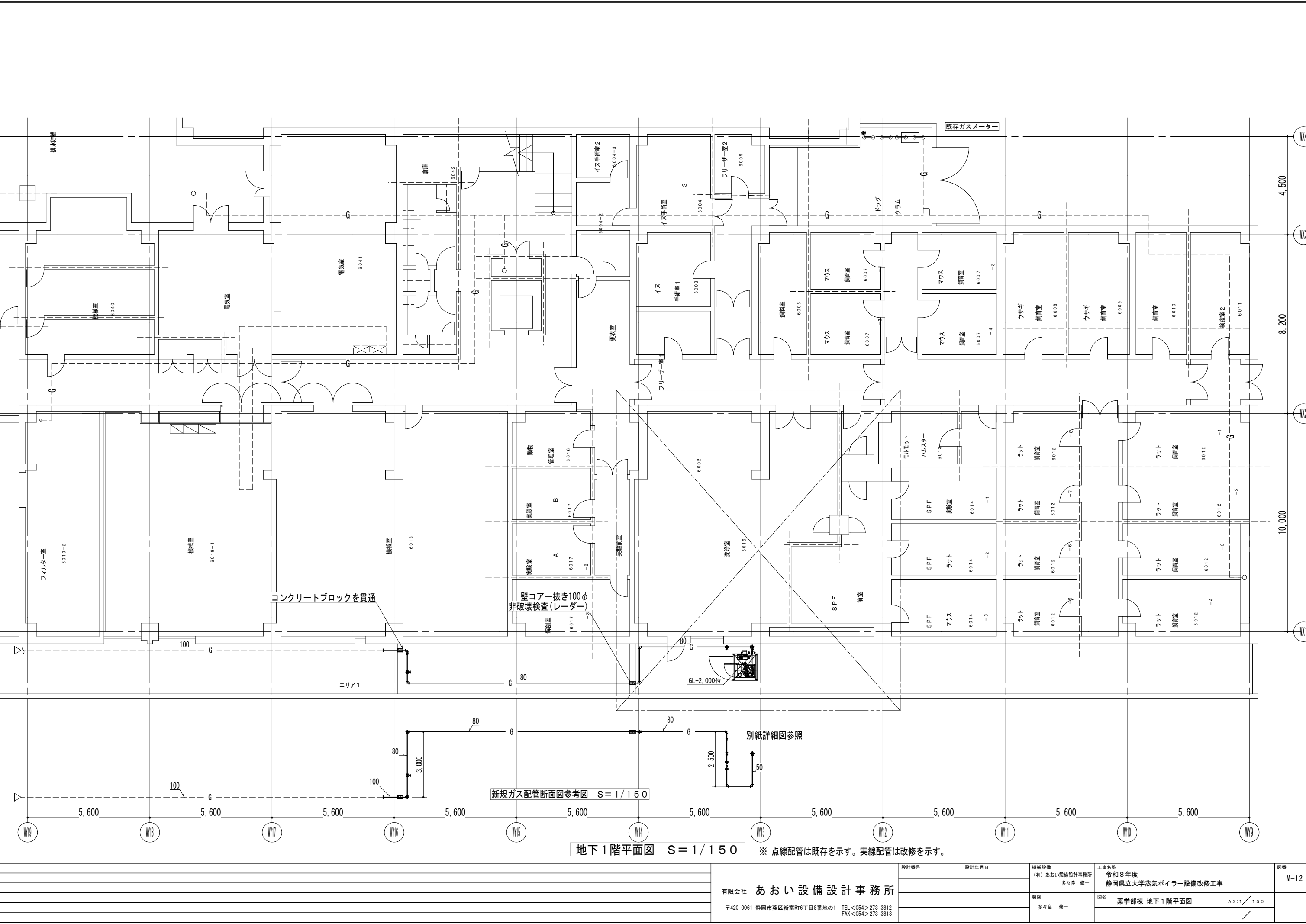
	有限会社 あおい設備設計事務所 〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813	設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図番 M-10
				製図 多々良 修一	図名 はばたき棟 地下1階平面図(電気撤去) A3:1 / 75	

機 器 表

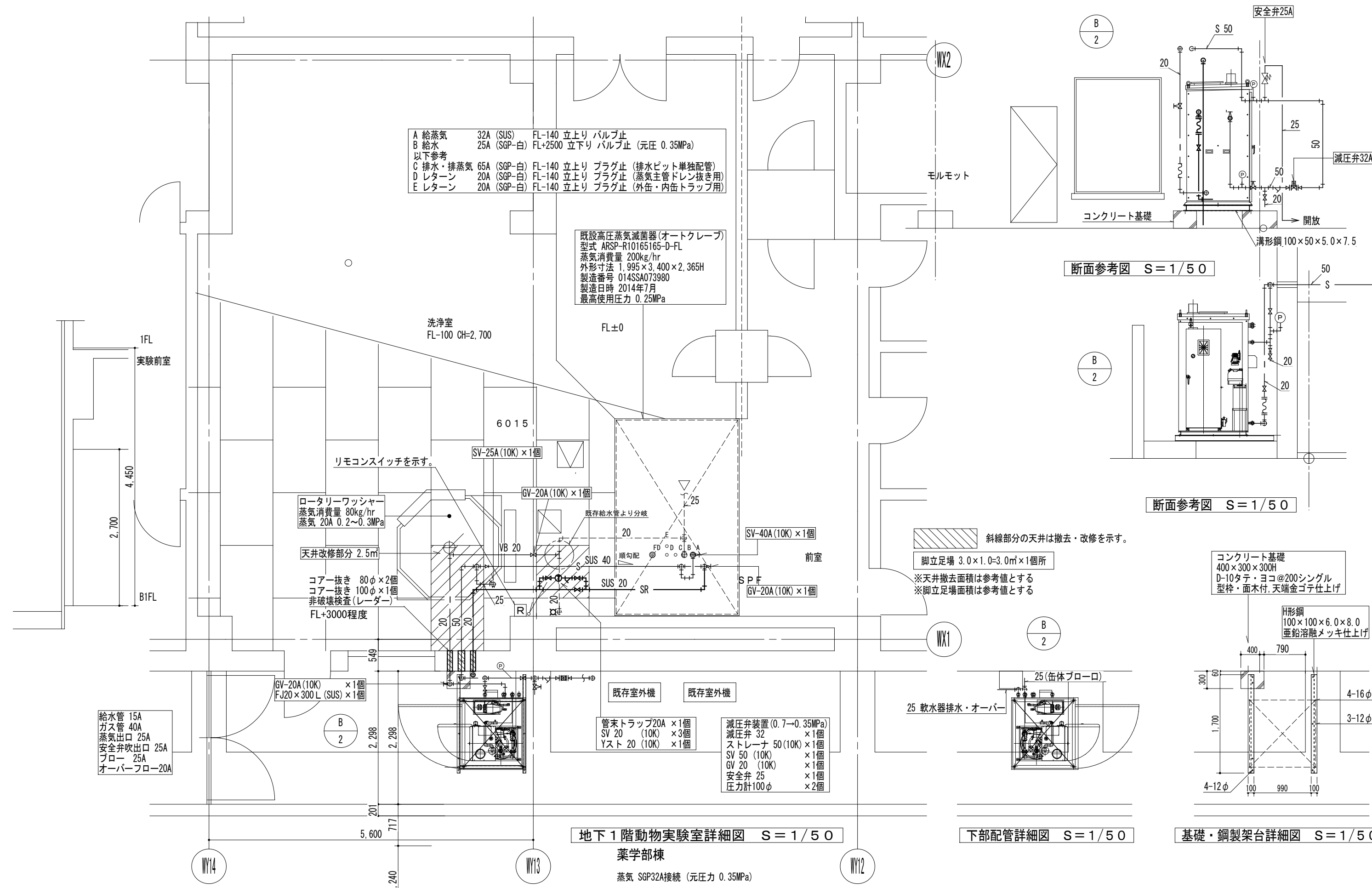
記 号	名 称	機器仕様		台数	設置場所	備 考
B 1	蒸気ボイラー (ユニット)	形 式	: ガス焚き簡易ボイラー(多管式貫流ボイラー) 屋外仕様	1	食品栄養科学部棟 屋上	参考品番 EB-120S
		換算蒸気量	: 120kg/h			必要蒸気量35kg/h
		熱出力	: 75. 2kW			重量 235kg
		最高使用圧力	: 0. 69MPa			元圧力 0. 35MPa以上
		ボイラー効率	: 90%			給蒸 SGP25A接続
		伝熱面積	: 2. 22m2			食品栄養科学部棟7階動物実験室
		保有水量	: 20L			既存鋼製架台上に設置
		燃焼制御方式	: ON-OFF制御方式			
		給水制御方式	: ON-OFF制御方式			
		燃料消費量	: 83. 6kW 13A 7. 4m3(N)/h			
		電 源	: 1φ-100V- 0. 39kW			
		付属品	: 薬液ポンプ 28ml/min, 薬注タンク 5L AC 1φ-100V			CP-X31D-VTCET-BW
		付属品	: 軟水器 5. 4m3/サイクル AC 1φ-100V			SS-1DJ
		付属品	: リモコンスイッチ・その他一式			排気筒 120φ
B 2	蒸気ボイラー (ユニット)	形 式	: ガス焚き簡易ボイラー(多管式貫流ボイラー) 屋外仕様	1	薬学部棟 屋外ドライエリア	参考品番 EB-350N
		換算蒸気量	: 350kg/h			必要蒸気量 (200kg/h+80kg/h)
		熱出力	: 219kW			重量 980kg
		最高使用圧力	: 0. 98MPa			元圧力 0. 3~0. 65MPa
		ボイラー効率	: 90%			給蒸 SGP32A接続
		伝熱面積	: 4. 96m2			薬学部棟地下1階動物実験センター
		保有水量	: 66L			コンクリート基礎+鋼製架台
		燃焼制御方式	: 三位置制御方式			(鋼製架台は亜鉛溶融メッキ)
		給水制御方式	: ON-OFF制御方式			
		燃料消費量	: 174kW 13A 15. 4m3(N)/h			
		電 源	: 3φ-200V-1. 43kW (軟水器電源1φ-100V-4W)			
		付属品	: 薬液ポンプ 28ml/min, 薬注タンク 5L AC 1φ-100V			CP-X31D-VTCET-BW
		付属品	: 軟水器 5. 4m3/サイクル AC 1φ-100V			SS-1DJ
		付属品	: リモコンスイッチ・その他一式			排気筒 150φ

サムスン (054-288-0226 滝川さん・担当米村さん)
日本サーモエナマー EQS-121N/L (054-245-253)
三浦工業株式会社 SU-120
高圧蒸気 0. 35MPa

日本サーモエナマー EQS-350N/L (054-245-253)
三浦工業株式会社 SU-350S
高圧蒸気 0. 35MPa



地下1階平面図 S=1/150				※ 点線配管は既存を示す。実線配管は改修を示す。			
有限会社 あおい設備設計事務所				設計番号		設計年月日	
〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813							
				機械設備		工事名称	
				(有) あおい設備設計事務所 多々良 修一		令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	
				製図		図名	
				多々良 修一		薬学部棟 地下1階平面図 A3:1/150	
						図番	
						M-12	



A 給蒸気	32A (SUS)	FL-140 立上り バルブ止
B 給水	25A (SGP-白)	FL+2500 立下り バルブ止 (元圧 0.35MPa)
以下参考		
C 排水・排蒸気	65A (SGP-白)	FL-140 立上り プラグ止 (排水ピット単独配管)
D レターン	20A (SGP-白)	FL-140 立上り プラグ止 (蒸気主管ドレン抜き用)
E レターン	20A (SGP-白)	FL-140 立上り プラグ止 (外缶・内缶トラップ用)

既存高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)
型式 ARSP-R10165165-D-FL
蒸気消費量 200kg/hr
外形寸法 1,995×3,400×2,365H
製造番号 014SSA073980
製造日時 2014年7月
最高使用圧力 0.25MPa

洗浄室
FL-100 CH=2,700

FL±0

6015

リモコンスイッチを示す。

SV-25A(10K)×1個

GV-20A(10K)×1個

ロータリーワッシャー
蒸気消費量 80kg/hr
蒸気 20A 0.2~0.3MPa

天井改修部分 2.5㎡

コア抜き 80φ×2個
コア抜き 100φ×1個
非破壊検査(レーダー)
FL+3000程度

GV-20A(10K) ×1個
FJ20×300 L (SUS) ×1個

給水管 15A
ガス管 40A
蒸気出口 25A
安全弁吹出口 25A
フロー 25A
オーバーフロー20A

既存室外機

既存室外機

管末トラップ20A ×1個
SV 20 (10K) ×3個
Yスト 20 (10K) ×1個

減圧弁装置(0.7→0.35MPa)
減圧弁 32 ×1個
ストレーナ 50(10K) ×1個
SV 50 (10K) ×1個
GV 20 (10K) ×1個
安全弁 25 ×1個
圧力計100φ ×2個

25 軟水器排水・オーバー

25(缶体ブロー口)

地下1階動物実験室詳細図 S = 1 / 5 0

薬学部棟

蒸気 SGP32A接続 (元圧力 0.35MPa)

断面参考図 S = 1 / 5 0

断面参考図 S = 1 / 5 0

下部配管詳細図 S = 1 / 5 0

基礎・鋼製架台詳細図 S = 1 / 5 0

斜線部分の天井は撤去・改修を示す。

脚立足場 3.0×1.0=3.0㎡×1個所

※天井撤去面積は参考値とする
※脚立足場面積は参考値とする

コンクリート基礎
400×300×300H
D-10タテ・ヨコ@200シングル
型枠・面木付、天端金ゴテ仕上げ

H形鋼
100×100×6.0×8.0
亜鉛溶融メッキ仕上げ

4-16φ
3-12φ
4-12φ
990
100
100
1,700
300
80
400
790

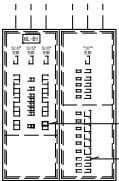
有限会社 あおい設備設計事務所		設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図書 M-13
〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813				製図 多々良 修一	図名 薬学部棟 地下1階動物実験室詳細図(更新)A3:1/50	

電 気 凡 例

記 号	名 称	配 線	本数	室内露出	天井内・ラック	室外 露出	可とう電線管
	① 電源線(3φ-200V)	EM-CE 3.5mm2×3C EM-1E2.0mm	1	管内(CP31)	転がし	管内(VE28)	WP#28両端
	② 電源線(1φ-100v)	EM-CE 2.0mm2×3C	1				
	③ リモコン配線	EM-CEES 1.25□×2C	1	管内(CP19)	転がし	管内(VE16)	WP#17両端
	配管用P B	図 示					
	手元リモコン	EM-CEES 1.25□×2C	1	立下り部はメタルモール(露出部分)			

手元開閉器L01

盤 名 称 手元開閉器L01 SUS製・屋外露出型 400×400×120					
電気方式	主開閉器 容量	回路 番号	分岐開閉器	負荷容量 (KVA)	名 称 配線・配管
	電氣室壁より 3φ-200V	①	ELCB3P 50AF/20AT	1.0	B2 EM-CE 3.5mm2×3C EM-1E2.0mm
		②	ELCB2P 50AF/15AT	0.1	B2 EM-CE 2.0mm2×3C



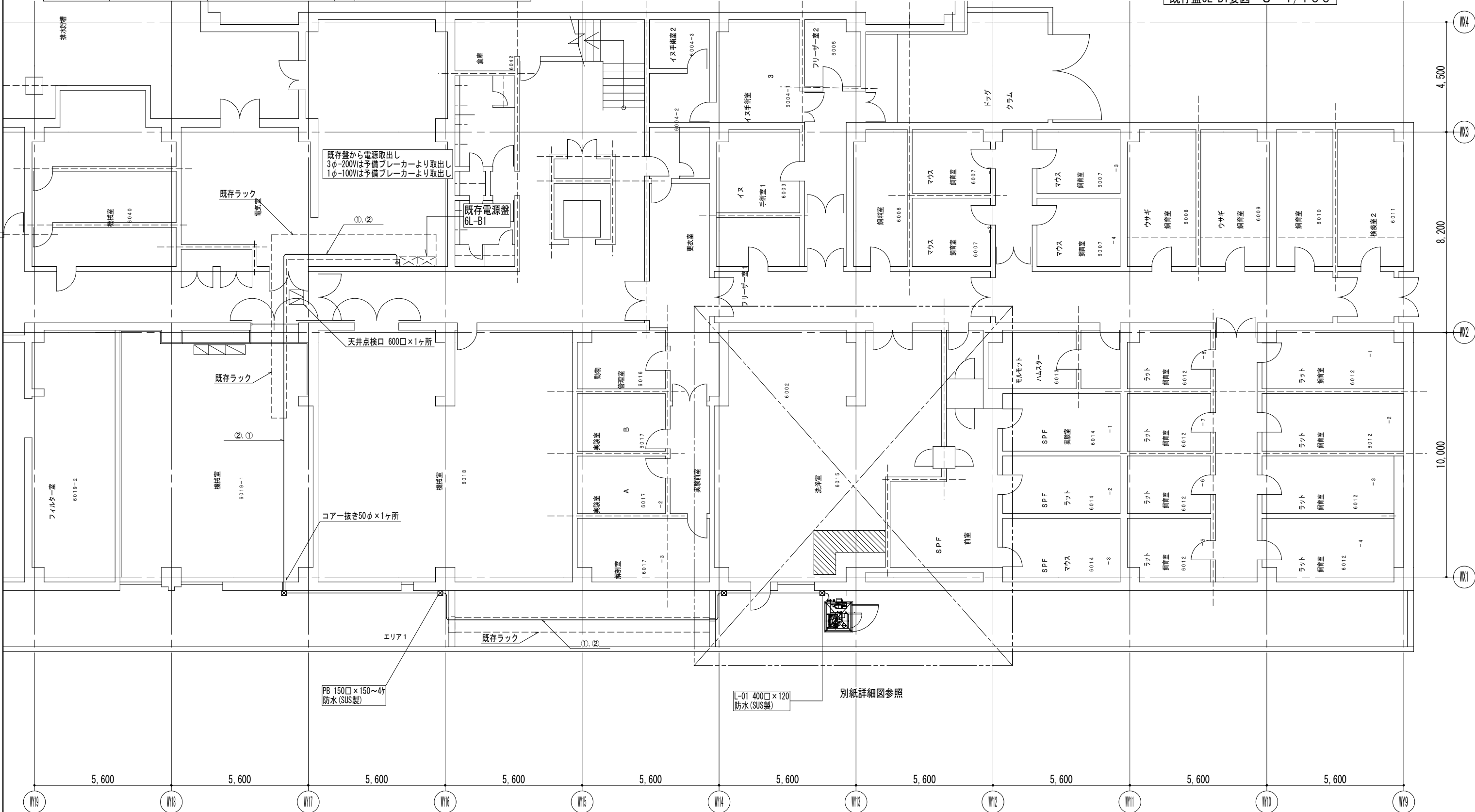
既存盤から電源取出し
3φ-200Vは予備ブレーカー⑧より取出し
1φ-100Vは新規ブレーカーより取出し

1φ-100V 電源取出し

3φ-200V 電源取出し

B1FL

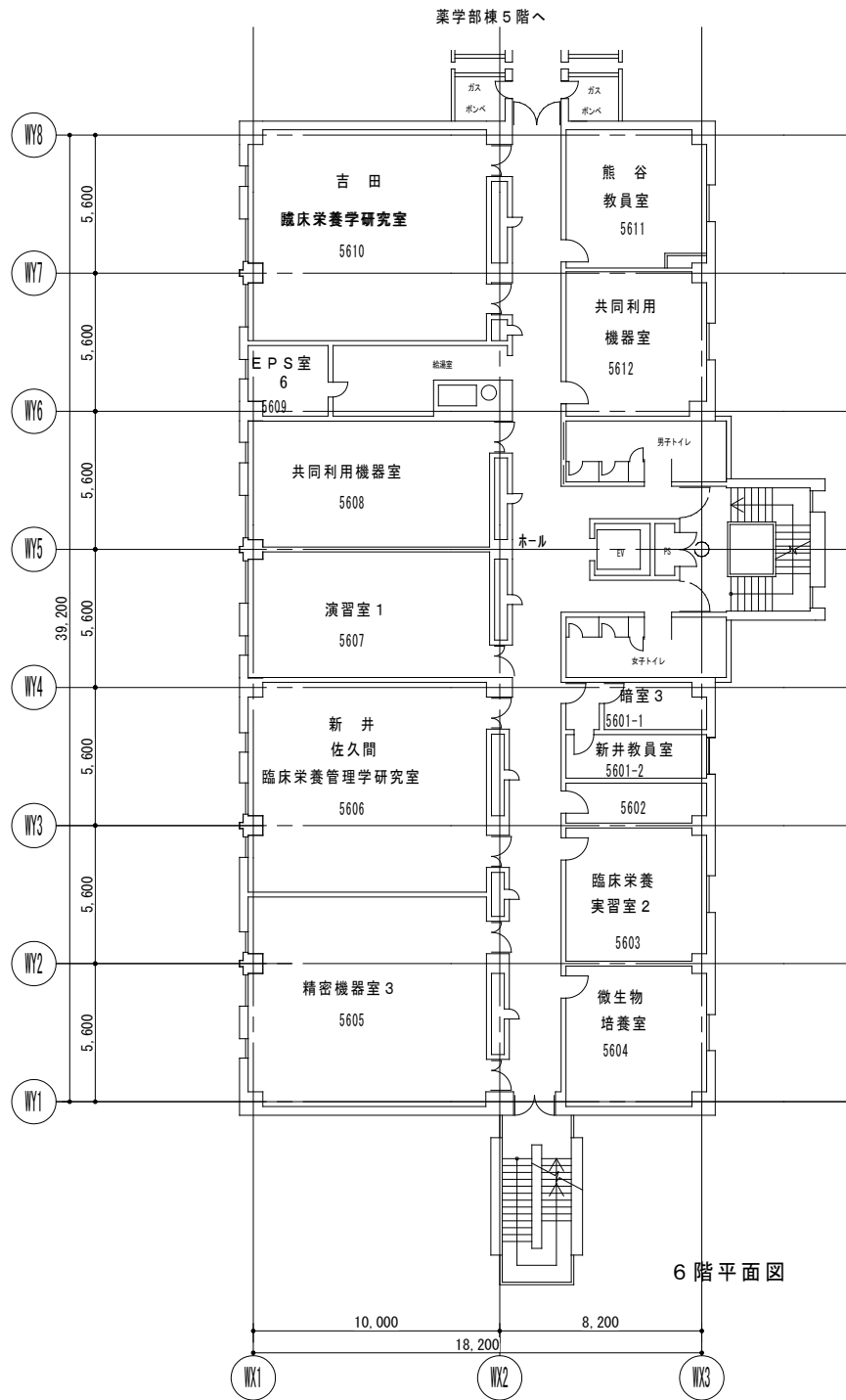
既存盤6L-B1姿図 S=1/100



地下1階平面図 S=1/150

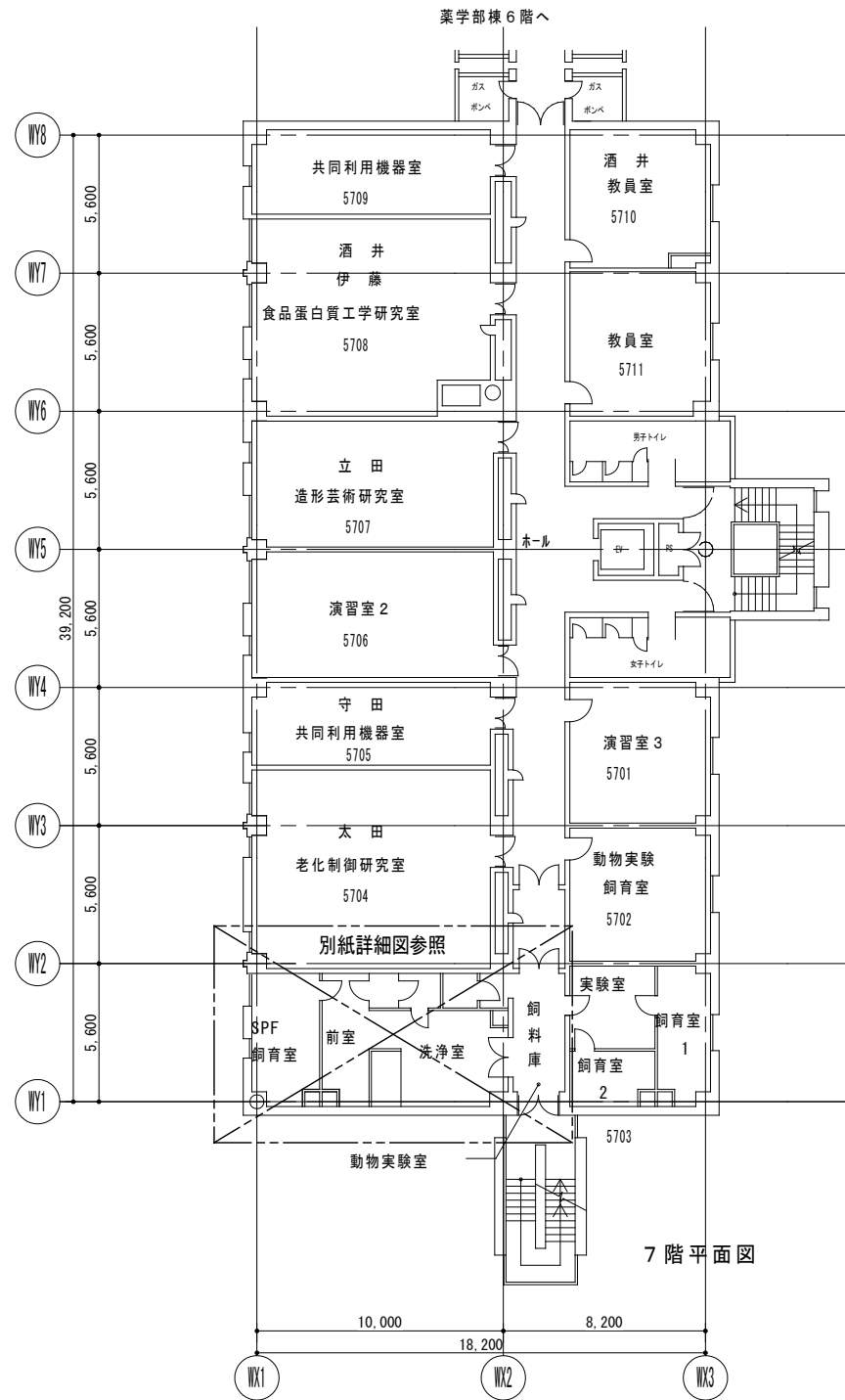
※ 天井改修部分を示す。

有限会社 あおい設備設計事務所		設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図番 M-14
〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813				製図 多々良 修一	図名 薬学部棟 地下1階平面図(電気改修) A3:1/150	



6 階平面図

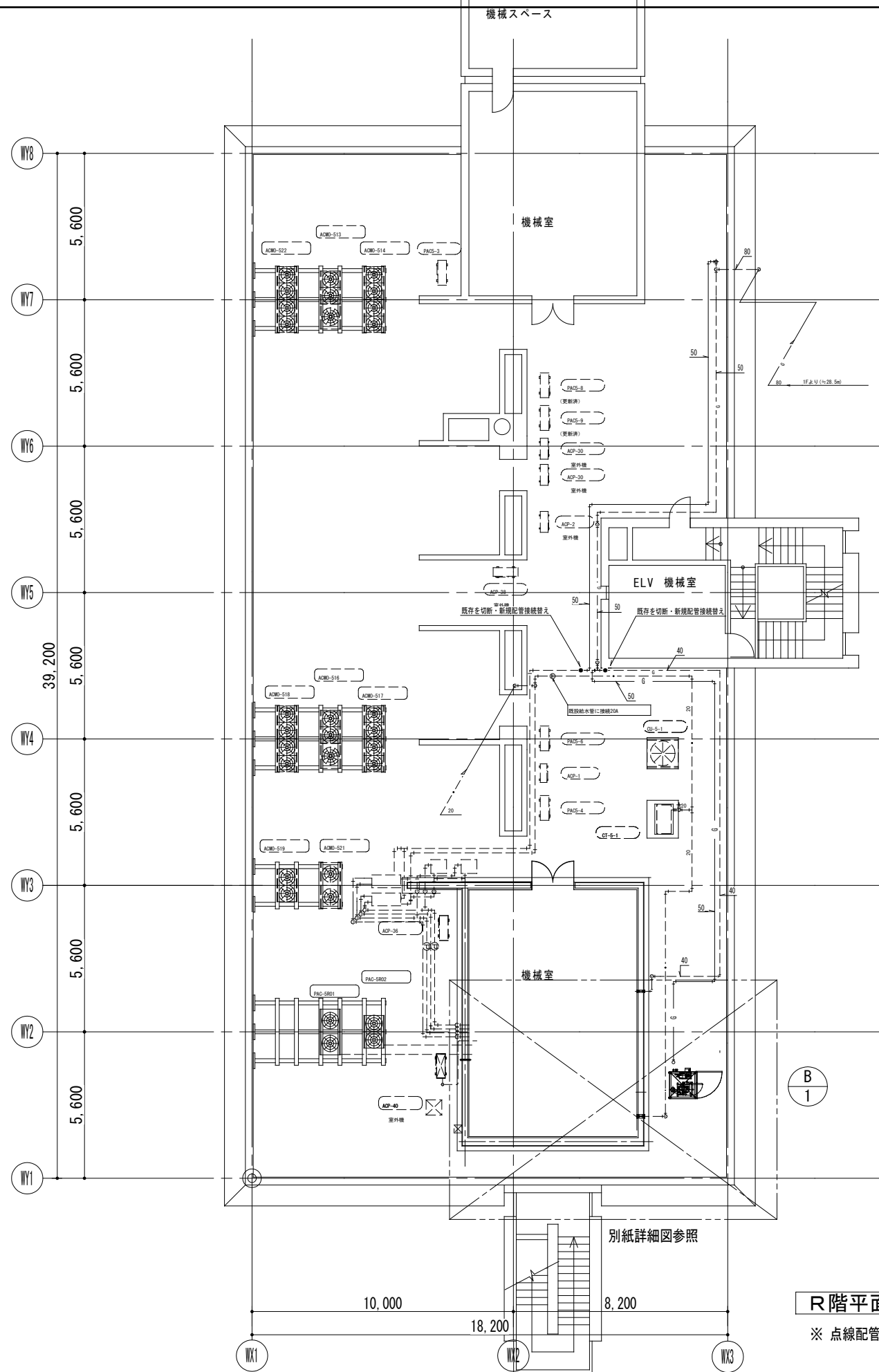
6 階平面図 S = 1 / 3 0 0



7 階平面図

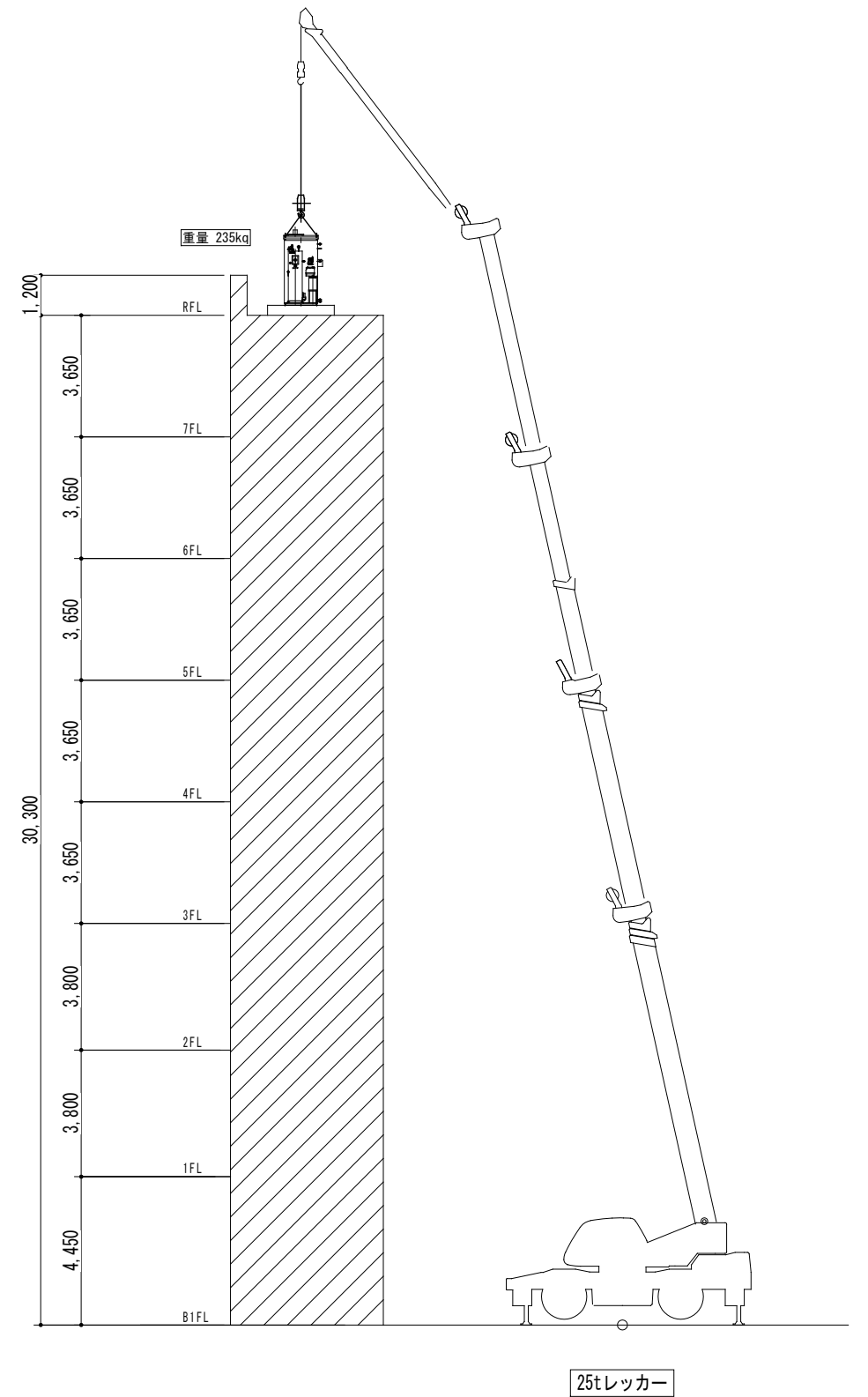
7 階平面図 S = 1 / 3 0 0

		設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和 8 年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図書 M-15
	有限会社 あおい設備設計事務所			製図 多々良 修一	図名 食品栄養科学部棟 6 階平面図 A 3 : 1 / 3 0 0 食品栄養科学部棟 7 階平面図 A 3 : 1 / 3 0 0	
	〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813					



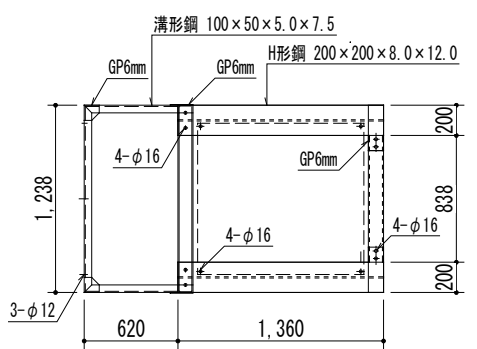
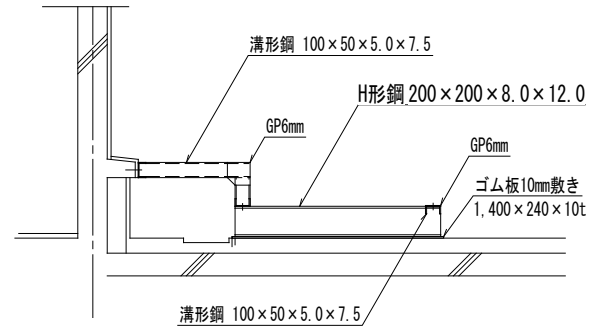
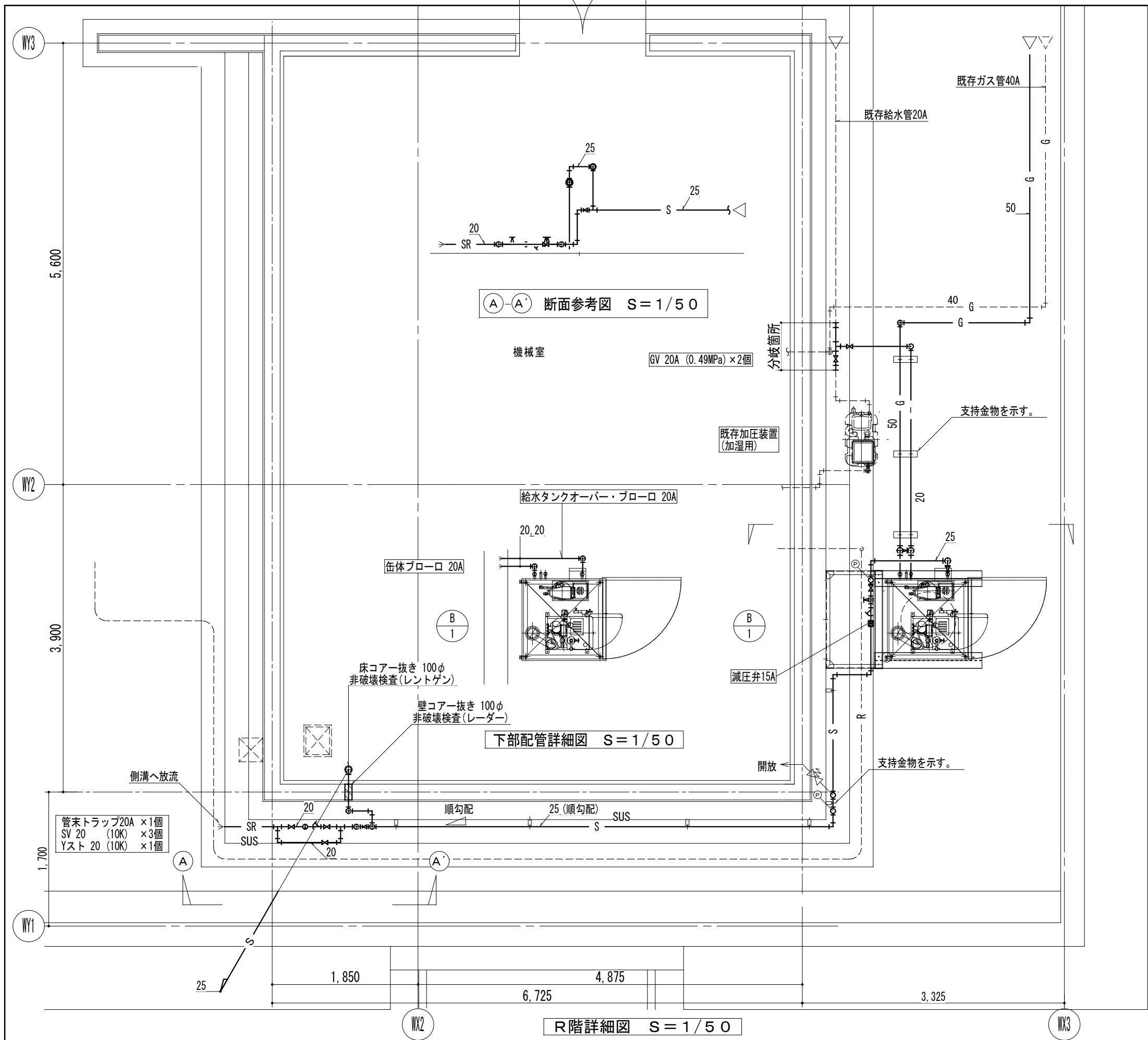
R階平面図 S=1/200

※ 点線配管は既存を示す。・実線配管改修部分を示す。



階高図 S=1/200

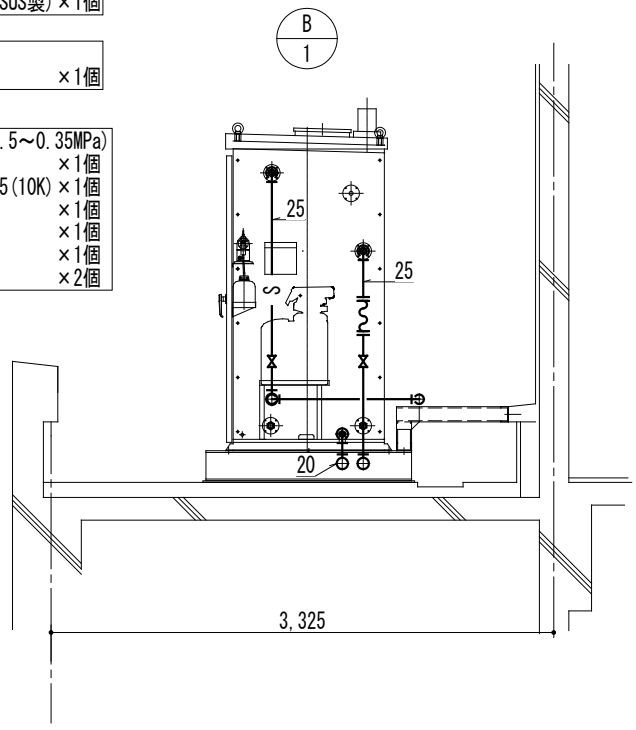
		設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図番 M-16
	有限会社 あおい設備設計事務所			製図 多々良 修一	図名 食品栄養科学部棟 R階平面図 A3:1/200 食品栄養科学部棟 階高図 A3:1/200	
	〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813					



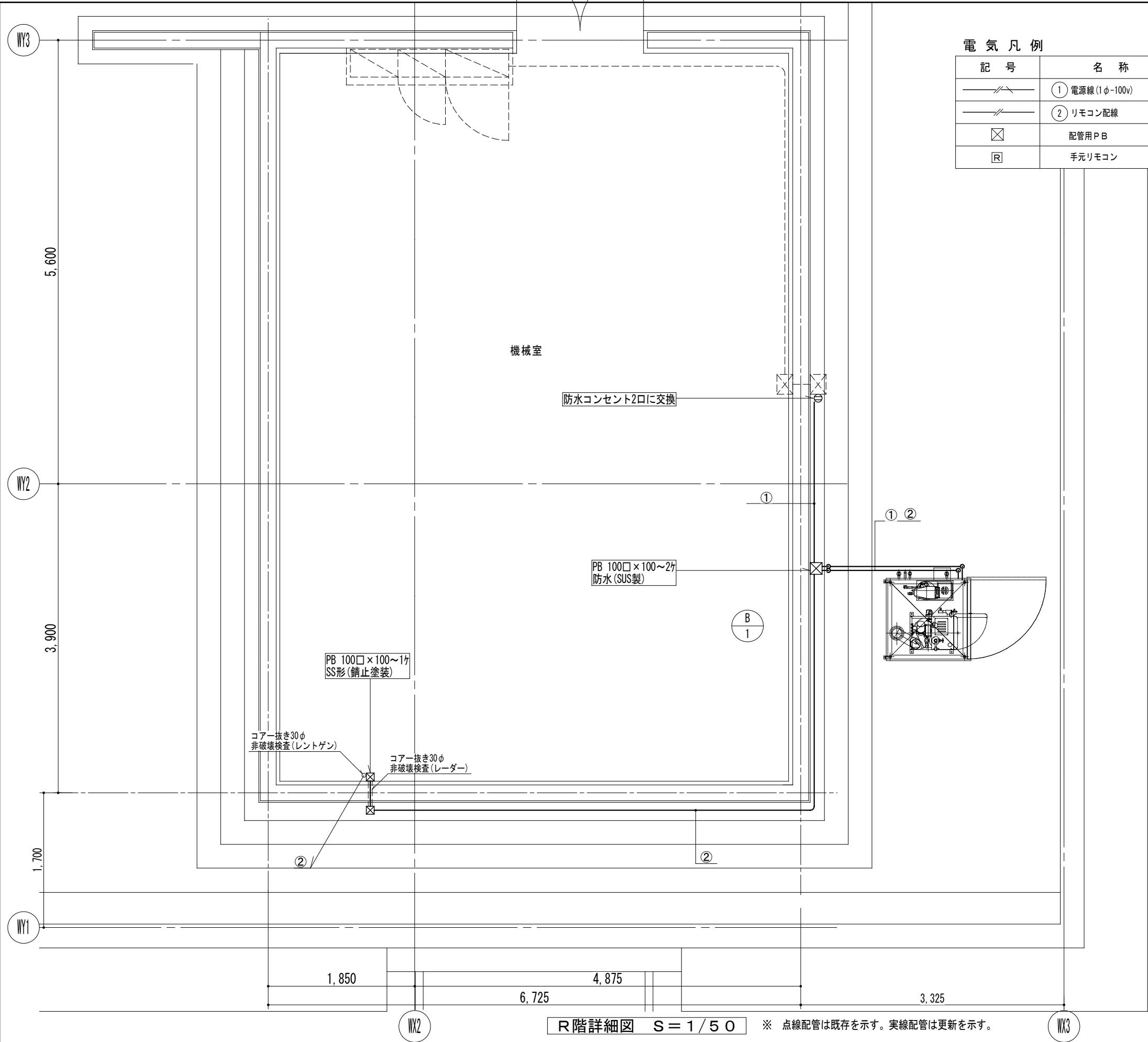
ガス
GV 25 (10K) × 1個
FJ 25 × 300L (SUS製) × 1個

蒸気
GV 25 (10K) × 1個

減圧弁装置 (0.5~0.35MPa)
減圧弁 15 × 1個
ストレーナ 25 (10K) × 1個
SV 25 (10K) × 1個
GV 20 (10K) × 1個
安全弁 15 × 1個
圧力計 100φ × 2個



設計番号		設計年月日	機械設備	工事名称	図番
有限会社 あおい設備設計事務所			(有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	M-18
〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813			製図 多々良 修一	図名 食品栄養科学部棟 R階詳細図(改修)	A3:1 / 50



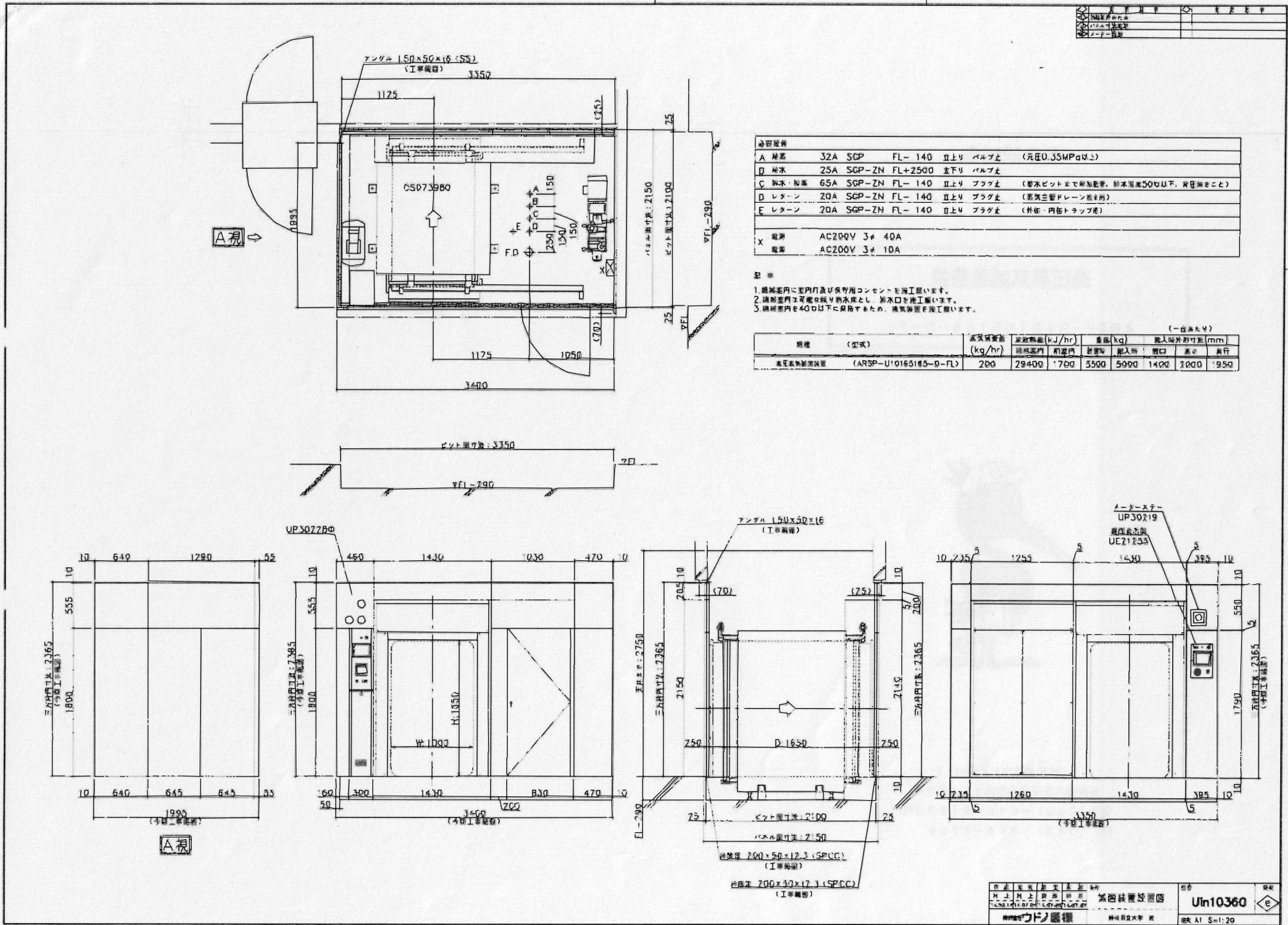
電 気 凡 例

記 号	名 称	配 線	本数	室外 露出	室内 露出	可とう電線管
	① 電源線 (1φ-100v)	EM-GE 2.0mm2×3C	1	管内 (VE22)	管内 (OP25)	WP#22両端
	② リモコン配線	EM-CEES 1.25□×2C	1	管内 (VE16)	管内 (OP19)	WP#17両端
	配管用PB	図 示				
	手元リモコン	EM-CEES 1.25□×2C		立下り部はメタルモール (露出部分)		

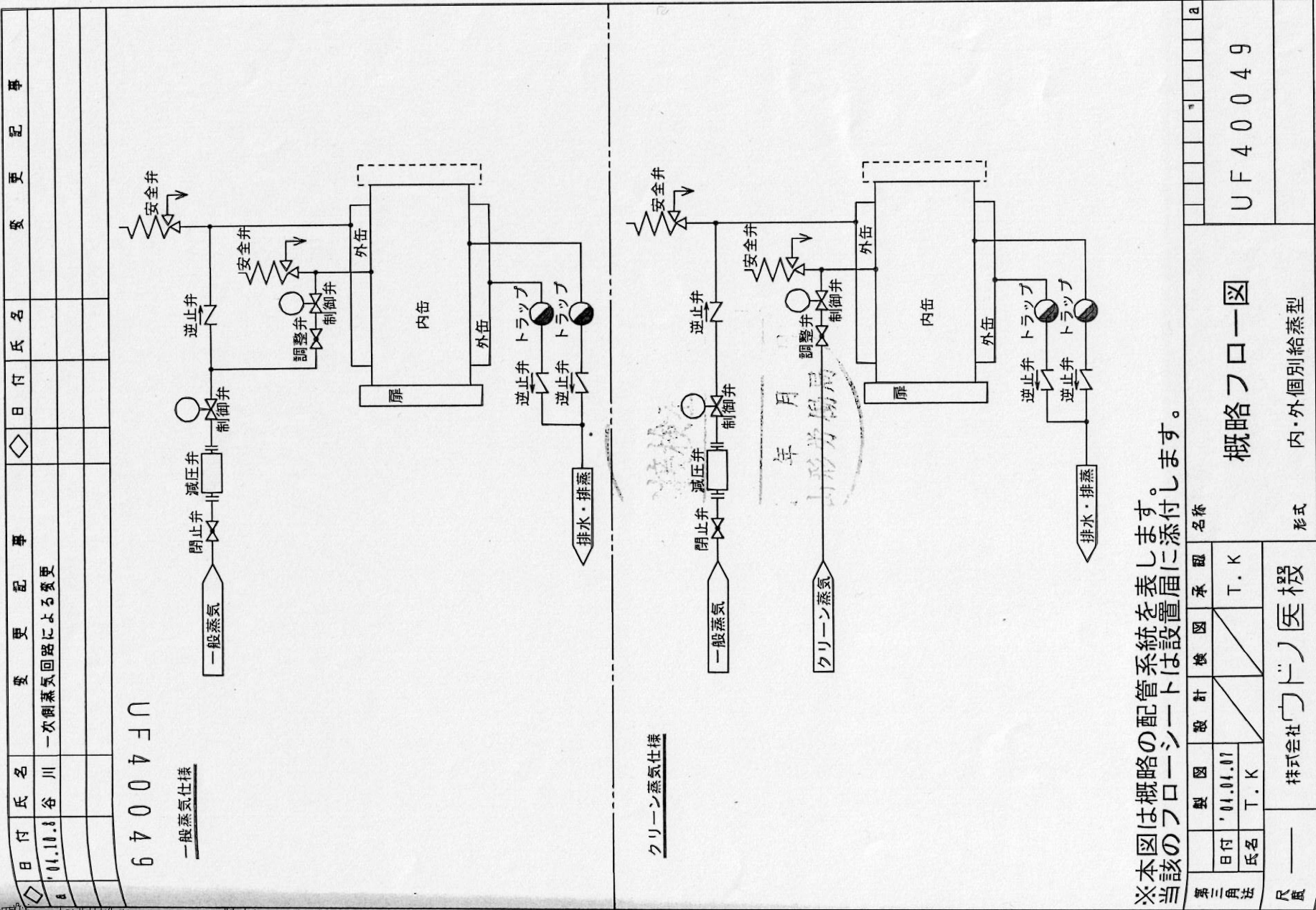
設備電力 : AC100V 0.36kW (ボイラ+薬注+ファン)

R階詳細図 S = 1 / 50 ※ 点線配管は既存を示す。実線配管は更新を示す。

有限会社 あおい設備設計事務所 〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813	設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図書 M-19
			製図 多々良 修一	図名 食品栄養科学部棟 R階詳細図 (電気更新) A3:1 / 50	



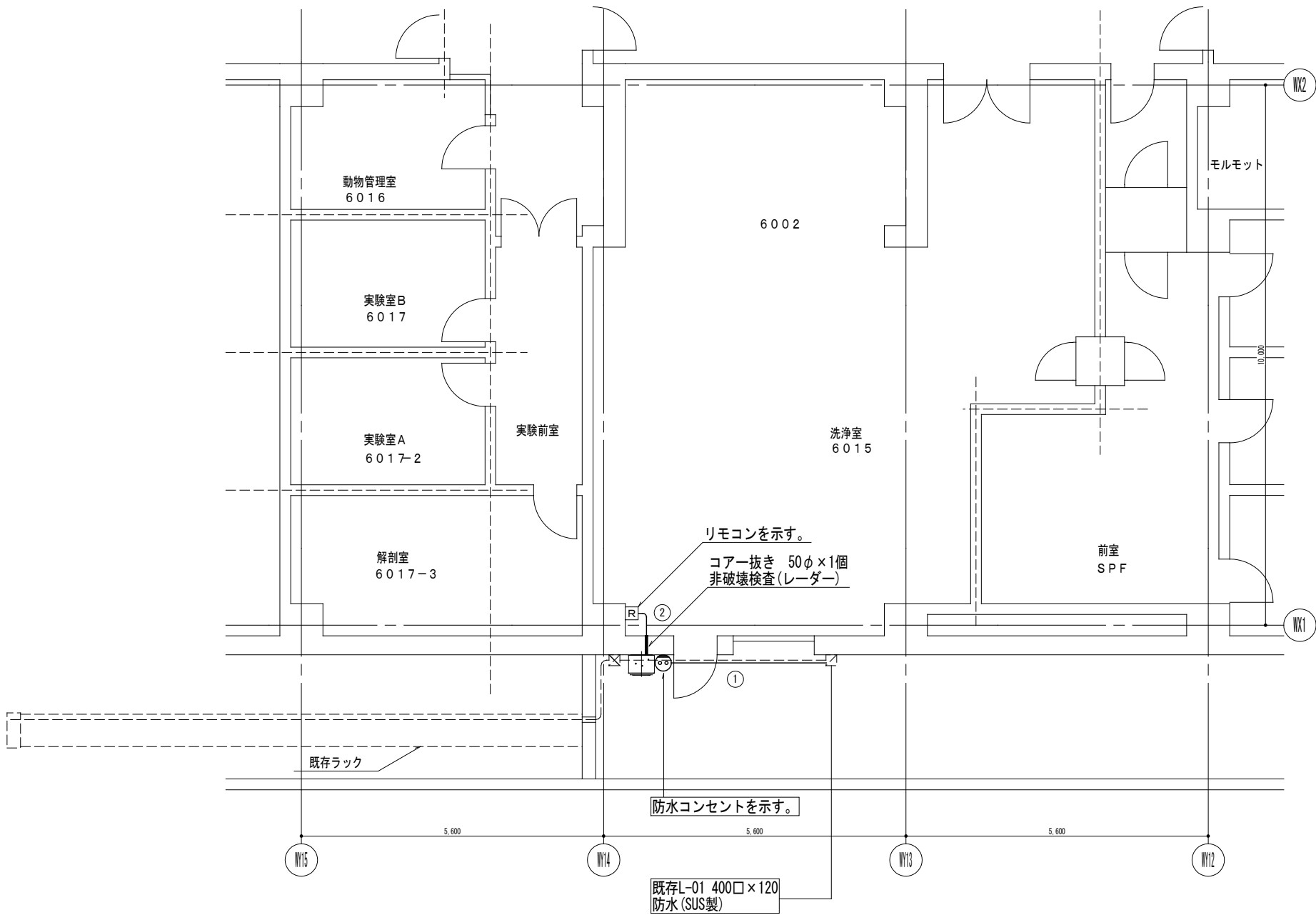
参考図



参考図

衛生機器表

記 号	機 器 名 称	仕 様	電気容量			台数	設置場所	備 考
			φ	V	kW			
GW-1	ガス給湯器	型 式 : 屋外壁掛式	1	100	0.135	1	屋外	PG-500WS
		号 数 : 50号			(0.29)			地下1階洗浄室用
		給湯能力 : 5.20kW～87.3kW（比例制御） 機器からの最大出湯量 50L/分 出湯設定温度 約60℃						
		ガ ス 消 費 量 : 5.47kW～91.9kW(都市ガス13A)	※（ ）内はヒーター作動時					
		付 属 品 : リモコン、リモコンケーブル、その他標準付属品一式						
		:						



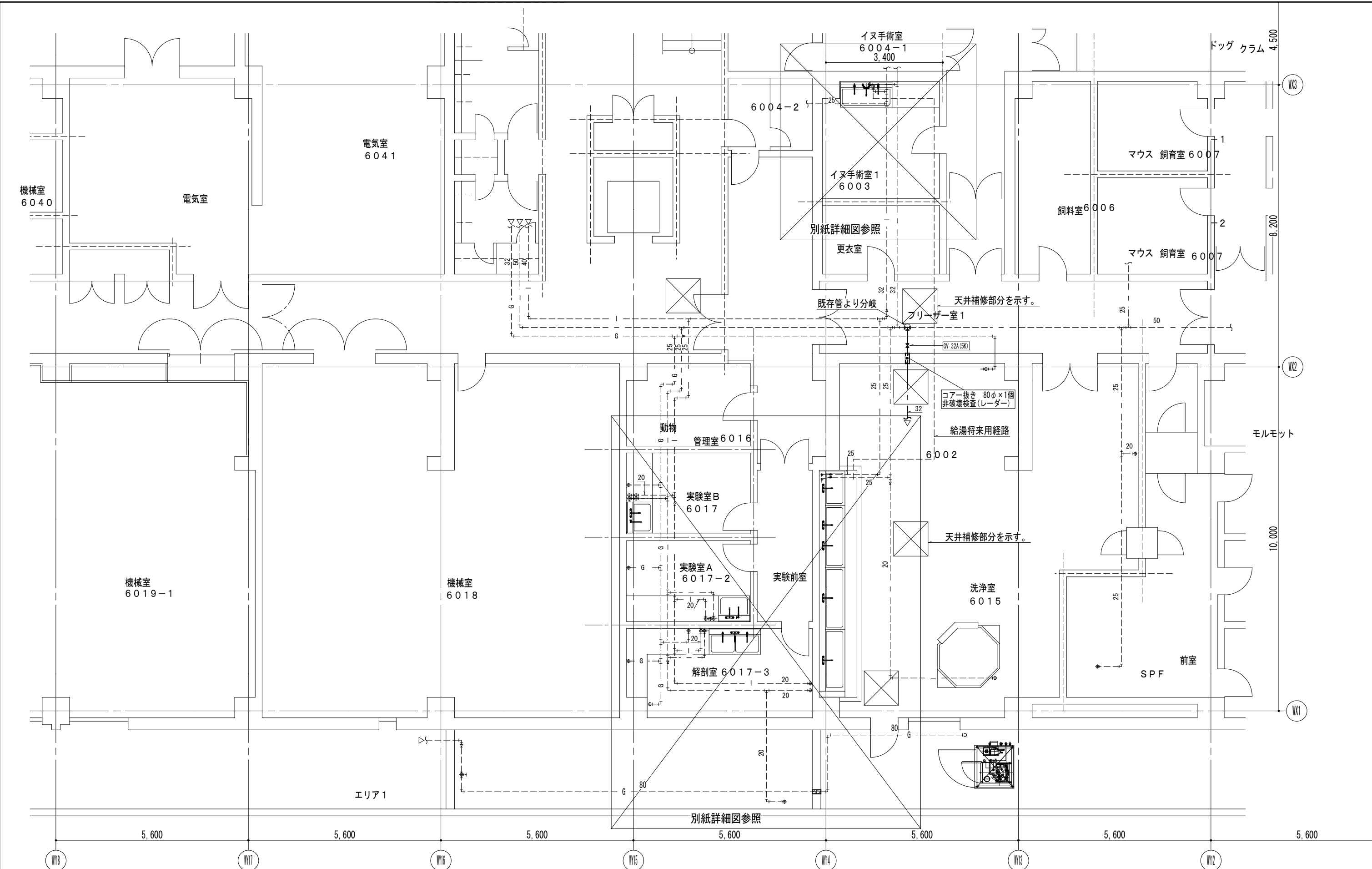
電 気 凡 例

記 号	名 称	配 線	本数	室内露出	室外露出	可とう電線管
——//——	① 電源線(1φ-100v)	EM-CE 2.0mm2×3C	1	管内(CP25)	管内(VE22)	WP#24両端
——//——	② リモコン配線	EM-CEES 1.25□×2C	1	管内(CP19)	管内(VE16)	WP#17両端
R	手元リモコン	EM-CEES 1.25□×2C	1	立下り部はメタルモール(露出部分)		

地下1階平面図(電気) S=1/100

※ 点線配管は既存を示す。実線配管は改修を示す。

		設計番号	設計年月日	機械設備 (有) あおい設備設計事務所 多々良 修一	工事名称 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事	図番 M-24
	有限会社 あおい設備設計事務所			製図 多々良 修一	図名 薬学部棟 給湯器機器表(改修)他 A3:1/NS	
	〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813				薬学部棟 地下1階平面図(電気) A3:1/100	



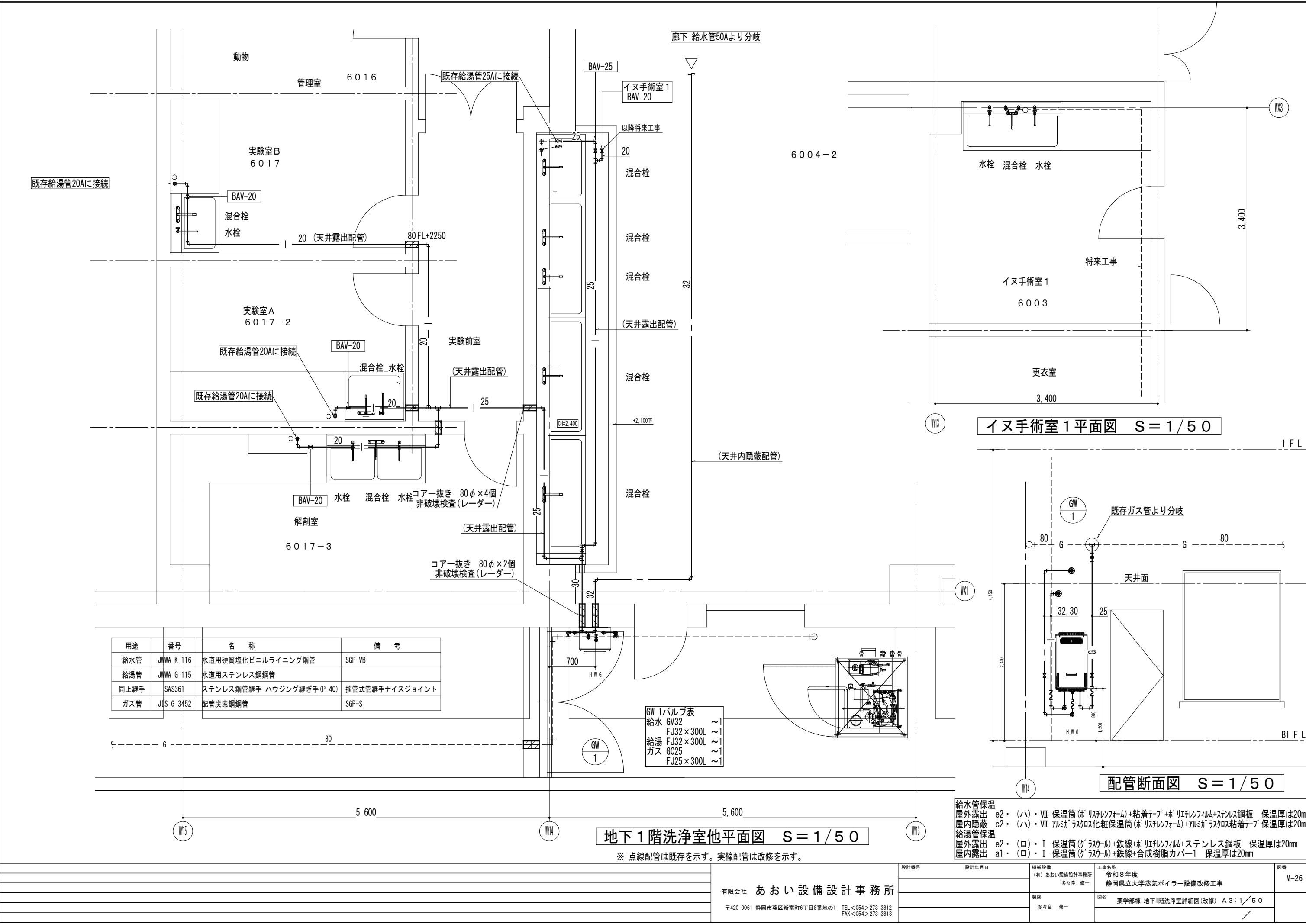
地下1階平面図 S=1/150

※ 点線配管は既存を示す。実線配管は改修を示す。

		設計番号		設計年月日	機械設備	工事名称	図書
					(有) あおい設備設計事務所	令和8年度	M-25
					多々良 修一	静岡県立大学給湯設備改修工事	
					製図	図名	
					多々良 修一	薬学部棟 地下1階平面図 (改修) A3:1/100	
						/	

有限会社 あおい設備設計事務所

〒420-0061 静岡市葵区新富町6丁目8番地の1 TEL<054>273-3812 FAX<054>273-3813



用途	番号	名 称	備 考
給水管	JWMA K 16	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB
給湯管	JWMA G 15	水道用ステンレス鋼鋼管	
同上継手	SAS36	ステンレス鋼管継手 ハウジング継ぎ手 (P-40)	拡張式管継手ナイスジョイント
ガス管	JIS G 3452	配管炭素鋼鋼管	SGP-S

GW-1バルブ表		
給水	GV32	~1
	FJ32×300L	~1
給湯	FJ32×300L	~1
ガス	GC25	~1
	FJ25×300L	~1

給水管保温	e2・(ハ)・Ⅶ 保温筒(ホリスチンフォーム)+粘着テープ+ホリスチンフィルム+ステンレス鋼板 保温厚は20mm
屋外露出	c2・(ハ)・Ⅶ アルミガラス硝化粧保温筒(ホリスチンフォーム)+アルミガラス硝化粧粘着テープ 保温厚は20mm
屋内隠蔽	
給湯管保温	e2・(ロ)・Ⅰ 保温筒(ガラスケール)+鉄線+ホリスチンフィルム+ステンレス鋼板 保温厚は20mm
屋外露出	a1・(ロ)・Ⅰ 保温筒(ガラスケール)+鉄線+合成樹脂カバー 保温厚は20mm
屋内露出	

数量書（参考資料）

工事名称 令和8年度 静岡県立大学蒸気ボイラー設備改修工事
工事場所 静岡市駿河区谷田地内
設計年月日 令和8年7月17日

既設蒸気ボイラー1,000kg/h 2基撤去
新設蒸気ボイラー120kg/h、350kg/h 各1基
上記に係る機械設備工事一式

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
蒸気ボイラー設備改修工事	1	式		
給湯設備改修工事	1	式		
計				

機械設備工事 科目別内訳

3

蒸気ボイラー設備改修工事						
名	称	数	量	単位	金 額	備 考
空気調和設備		1		式		
電灯設備		1		式		
ガス設備		1		式		
内装改修		1		式		
撤去工事		1		式		
直接仮設		1		式		
発生材処理		1		式		
	計					

機械設備工事 科目別内訳

4

給湯設備改修工事						
名 称		数	量	単位	金 額	備 考
衛生設備		1		式		
電灯設備		1		式		
ガス設備		1		式		
内装改修		1		式		
計						

機械設備工事 中科目別内訳

5

蒸気ボイラー設備改修工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
空気調和設備	機器設備	1	式		
空気調和設備	配管設備	1	式		
計					
電灯設備	電灯分岐	1	式		
計					
ガス設備	都市ガス設備（薬学部棟）	1	式		
ガス設備	都市ガス設備（食品学部棟）	1	式		
計					
内装改修	改修	1	式		
計					
撤去工事	機器設備	1	式		
撤去工事	配管	1	式		
撤去工事	煙道	1	式		
撤去工事	電気	1	式		
撤去工事	都市ガス	1	式		

機械設備工事 中科目別内訳

6

蒸気ボイラー設備改修工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
計					
直接仮設		1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					

給湯設備改修工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
衛生設備	機器設備	1	式		
衛生設備	配管設備	1	式		
計					
電灯設備	電灯分岐	1	式		
計					
ガス設備	都市ガス設備	1	式		
計					
内装改修	改修	1	式		
計					

機械設備工事 細目別内訳

8

[illegible]

機械設備工事 細目別内訳

9

蒸気ボイラー設備改修工事			空気調和設備		配管設備		
名 称	摘 要		数 量	単位	単 価	金 額	備 考
蒸気・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	溶接接合 20SU	屋内一般	7	m			
蒸気・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	溶接接合 25SU	屋内一般	16	m			
蒸気・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	溶接接合 40SU	屋内一般	8	m			
蒸気・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	溶接接合 50SU	屋内一般	2	m			
蒸気・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	溶接接合 20SU	屋外架空・暗渠	8	m			
蒸気・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	溶接接合 25SU	屋外架空・暗渠	15	m			
蒸気・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	溶接接合 50SU	屋外架空・暗渠	9	m			
給水・塩ビ ライニング鋼管 (SGP-VB)改修	ねじ接合 20A	屋内一般	4	m			
給水・塩ビ ライニング鋼管 (SGP-VB)改修	ねじ接合 20A	屋外架空・暗渠	9	m			
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)改修	屋外架空・暗渠	25A	3	m			
青銅仕切弁	10K(ねじ)	20A	5	個			
青銅仕切弁	10K(ねじ)	25A	1	個			
一般配管用 ステンレス鋼仕切弁	10K(ねじ)	20A(内ねじ)	6	個			
一般配管用 ステンレス鋼仕切弁	10K(ねじ)	25A(内ねじ)	2	個			
一般配管用 ステンレス鋼仕切弁	10K(ねじ)	32A(内ねじ)	1	個			

機械設備工事 細目別内訳

10

蒸気ボイラー設備改修工事		空調設備		配管設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
一般配管用 ステンレス鋼仕切弁	10K(ねじ) 40A(内ねじ)	1	個			
Y形ストレーナ	10K 20A	2	個			
フレキシブルジョイント	ヘッパース形 20A	1	個			
管末トラップ	20A	2	個			
蒸気用減圧装置	25×15	1	組			
蒸気用減圧弁	50×32	1	組			
給水配管分岐	鋼管 20A 保温有 屋内一般	1	か所			
給水配管分岐	鋼管 20A 保温有 屋外架空	1	か所			
手はつり (配管貫通口)	鉄筋コンクリート 200mm程度 75mm	4	か所			
手はつり (配管貫通口)	鉄筋コンクリート 200mm程度 100mm	1	か所			
鉄筋探査		1	式			別紙 00-0001
計						

機械設備工事 細目別内訳

11

蒸気ボイラー設備改修工事		電灯設備		電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
室外電源						
開閉器箱 (屋外形)	ELCB3P 50AF× 1個 ELCB3P 50AF× 1個	1	個			
EM-CEケーブル	2mm2- 3C 管内	46	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 3C ヒット・天井	37	m			
EM-CEケーブル	3.5mm2- 3C 管内	37	m			
EM-CEケーブル	3.5mm2- 3C ヒット・天井	37	m			
600V耐燃性ポリエチレン 絶縁電線 (EM-IE)	2.0mm	83	m			
薄銅電線管 (C)	隠ぺい・埋込配管 25mm	4	m			
薄銅電線管 (C)	隠ぺい・埋込配管 31mm	4	m			
硬質ビニル電線管 (VE)	露出配管 22mm	5	m			
硬質ビニル電線管 (VE)	露出配管 28mm	16	m			
金属製 可とう電線管 (F) (ビニル被覆有)	(24) エキスパンション用等	2	m			
金属製 可とう電線管 (F) (ビニル被覆有)	(30) エキスパンション用等	2	m			
アルボックSSS形 防水 (SUS)	100□×100H	2	個			
アルボックSSS形 防水 (SUS)	150□×150H	4	個			

機械設備工事 細目別内訳

12

蒸気ボイラー設備改修工事		電灯設備		電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
アルボックスS形 (錆止め塗装)	100□×100H	1	個			
機械はつり(ダイヤメ ントカッターによる 配管用貫通口)	200mm程度 50mm	1	か所			
コンセント(防雨形)	2P15A×2 (抜止め 接地極×2 接地端子付) 125V	1	個			
EM-CEE-スケフル	1.25mm2- 2C 管内	22	m			
EM-CEE-スケフル	1.25mm2- 2C ピット・天井	6	m			
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	4	m			
薄鋼電線管 (C)	隠ぺい・埋込配管 19mm	1	m			
硬質ビニル電線管 (VE)	露出配管 16mm	12	m			
金属製 可とう電線管(F) (ビニル被覆有)	(17) エキスパンション用等	1	m			
機械はつり(ダイヤメ ントカッターによる 配管用貫通口)	200mm程度 30mm	1	か所			
鉄筋探査		1	式			別紙 00-0002
計						

機械設備工事 細目別内訳

13

蒸気ボイラー設備改修工事		ガス設備		都市ガス設備 (薬学部棟)		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
薬学部棟						
ガス管	白 50A	2	m			
ガス管	白 80A	21	m			
ガス管	白 100A	2	m			
ボールバルブ	露出用 80A	1	個			
ボールバルブ	器具用 50A	1	個			
金属フレキ	50A	1	個			
Y型ストレーナ	50A	1	個			
消耗品費		1	式			
運搬費		1	式			
配管費	白 50A	2	m			
配管費	白 80A	21	m			
配管費	白 100A	2	m			
溶接配管工		1	式			
バルブ取付	ねじ	1	か所			

14

機械設備工事 細目別内訳 15

静岡県公立大学法人

機械設備工事 細目別内訳

16

蒸気ボイラー設備改修工事		ガス設備		都市ガス設備（食品学部棟）		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
食品栄養科学部棟						
ガス管	白 25A	2	m			
ガス管	白 50A	62	m			
ボーンバルブ	器具用 25A	1	個			
分岐ガス栓	40A	1	個			
分岐ガス栓	50A	2	個			
耐火ソケット	50A	3	個			
金属フレキ	25A	1	個			
Y型ストレーナ	25A	1	個			
消耗品費		1	式			
運搬費		1	式			
配管費	白 25A	2	m			
配管費	白 50A	62	m			
フレキシブル連絡		1	個			
バルブ取付	ねじ	4	か所			

機械設備工事 細目別内訳

17

蒸気ボイラー設備改修工事		ガス設備		都市ガス設備（食品学部棟）		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
既設管切断連絡		3	か所			
SUS製配管支持 架台取付	25mm	26	か所			
SUS製配管支持 架台取付	80mm	26	か所			
配管支持フック		26	個			
ページ作業		1	式			
配管塗装		1	式			
ストレーナ取付		1	個			
現場管理費		1	式			
諸経費		1	式			
端数処理		1	式			
計						

18

[illegible]

19

[illegible]

機械設備工事 細目別内訳

20

蒸気ボイラー設備改修工事		撤去工事		配管		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
原水配管 撤去	25A	10	m			
軟水配管 撤去	20A	3	m			
軟水配管 撤去	25A	18	m			
ボイラー給水配管 撤去	32A	8	m			
ドレン配管 撤去	25A	13	m			
ドレン配管 撤去	50A	6	m			
蒸気配管 撤去	65A	8	m			
蒸気逃し配管 撤去	65A	7	m			
フレンジパッキン撤去		1	式			別紙 00-0004
計						

機械設備工事 細目別内訳

21

蒸気ボイラー設備改修工事		撤去工事		煙道		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
煙道撤去	300 φ	6	m			
煙道断熱撤去		6	m			
煙道端部閉塞		1	式			
計						

機械設備工事 細目別内訳

22

蒸気ボイラー設備改修工事		撤去工事		電気		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
CPEVケーブ ^ル 撤去	0.9 mm- 3P 管内	19	m			
MVVSケーブ ^ル 撤去	0.75mm2- 3C 管内	21	m			
MVVSケーブ ^ル 撤去	0.75mm2- 3C 管内	16	m			
ねじなし電線管 (E) 撤去	隠ぺい・埋込配管 19mm	27	m			
ねじなし電線管 (E) 撤去	隠ぺい・埋込配管 25mm	3	m			
計						

機械設備工事 細目別内訳

23

蒸気ボイラー設備改修工事		撤去工事		都市ガス		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
既設管切り離し		1	式			
バージ作業	N2 中間圧	1	式			
切断・閉塞作業		1	式			
手元工		1	式			
現場管理費		1	式			
諸経費		1	式			
端数処理		1	式			
計						

機械設備工事 細目別内訳

24

蒸気ボイラー設備改修工事		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
改修工事						
内部仕上足場	脚立足場	6	m ²			
養生	小規模 -	40	m ²			
整理清掃 後片付け	小規模 -	40	m ²			
撤去工事						
楊重機械	25tR	1	台			
荷役機械		1	式			
切断・吊具・荷揚 工具損料		1	式			
アスベスト梱包資材		1	式			
資機材運搬費		1	式			
計						

機械設備工事 細目別内訳

25

蒸気ボイラー設備改修工事		発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
混合廃棄物	運搬	1	式			
ガラスカー	運搬	1	式			
廃ガラス	運搬	1	式			
金属くず	運搬	1	式			
アスベスト含有建材	運搬	1	式			
混合廃棄物	処分	1	m ³			
ガラスカー	処分	1	式			
廃ガラス	処分	1	式			
金属くず	処分	1	式			
アスベスト含有建材	処分	1	式			
計						

[illegible]

給湯設備改修工事		衛生設備		配管設備			
名 称	摘 要	数	量	単位	単 価	金 額	備 考
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)改修	ねじ接合 屋内一般 32A	14		m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)改修	ねじ接合 屋外架空・暗渠 32A	5		m			
給水管 保温	ポリスレン 天井内, バイブシャフト内 アルミガラスクロス 32A	14		m			
給水管 保温	ポリスレン 屋外露出, 浴室 ステンレス鋼板 32A	5		m			
仕切弁 (管端防食コア)	5K(ねじ・給水用) 32A	2		個			
フレキシブルジョイント	ベローズ形 32A	1		個			
配管切断 (鋼管類)	配管切断 32A 保温有	1		か所			
給湯・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	圧縮・プレス接合 屋内一般 20SU	19		m			
給湯・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	圧縮・プレス接合 屋内一般 25SU	13		m			
給湯・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	圧縮・プレス接合 屋内一般 30SU	1		m			
給湯・一般配管用 ステンレス鋼鋼管 改修	圧縮・プレス接合 屋外架空・暗渠 30SU	3		m			
給湯管 保温	グラスウール 屋内露出 合成樹脂製カバー1 20A	19		m			
給湯管 保温	グラスウール 屋内露出 合成樹脂製カバー1 25A	13		m			
給湯管 保温	グラスウール 屋内露出 合成樹脂製カバー1 32A	1		m			
給湯管 保温	グラスウール 屋外露出, 浴室 ステンレス鋼板 32A	3		m			

給湯設備改修工事		衛生設備		配管設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ボール弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給湯用) 20A	4	個			
ボール弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給湯用) 25A	1	個			
フレキシブルジョイント	ヘロース形 32A	1	個			
手はつり (配管貫通口)	鉄筋コンクリート 200mm程度 75mm	7	か所			
鉄筋探査費用(基本料金)	電磁波レーダー方式	1	式			
鉄筋探査費用 (1箇所調査費用)	電磁波レーダー方式	7	か所			
計						

給湯設備改修工事		電灯設備		電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
リモコン						
リモコン		1	個			
EM-CEE-ケーブル	1.25mm2- 2C 管内	6	m			
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	2	m			
薄鋼電線管 (C)	露出配管(塗装有) 25mm	2	m			
金属製 可とう電線管(F) (ビニル被覆有)	(24) エキスパンション用等	2	m			
室外電源						
EM-CEケーブル	2mm2- 3C 管内	5	m			
硬質ビニル電線管 (VE)	露出配管 16mm	4	m			
金属製 可とう電線管(F) (ビニル被覆有)	(17) エキスパンション用等	1	m			
コンセント(防雨形)	2P15A×2 (抜止め 接地極×2 接地端子付) 125V	1	個			
機械はつり(ダイヤメ ントカッターによる 配管用貫通口)	200mm程度 50mm	1	か所			
鉄筋探査費用 (1箇所調査費用)	電磁波レーダー方式	1	か所			
計						

給湯設備改修工事		ガス設備		都市ガス設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
薬学部棟						
ガス管	白 25A	1	m			
ガス管	白 32A	3	m			
ガス管	白 50A	1	m			
ガスコック	25A	1	個			
フレキシブルジョイント	25A	1	個			
分岐ガス栓	50A	1	個			
消耗品費		1	式			
運搬費		1	式			
配管費	白 25A	0.5	m			
配管費	白 32A	3	m			
配管費	白 50A	1	m			
配管費	白 80A	0.5	m			
消耗品費		1	式			
運搬費		1	式			

給湯設備改修工事		ガス設備		都市ガス設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
バルブ取付 金		2	か所			
支持金物取付費		1	か所			
金属フレキ接続工費		1	か所			
高所作業費		1	式			
足場仮設費		1	式			
既設管分岐 取出し工費		1	式			
配管塗装工費		1	式			
現場管理費		1	式			
諸経費		1	式			
端数処理費		1	式			
計						

給湯設備改修工事		内装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
天井 化粧 せっこうボード 張り (GB-D)	厚 9.5 準不燃 トラバーチン 突付け	2	m ²			
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りあり @360 インサート含む	2	m ²			
計						

蒸気ボイラー設備改修工事		空調設備		配管設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
鉄筋探査		1	式			別紙 00-0001
鉄筋探査費用(基本料金)	X線方式	1	式			
鉄筋探査費用(1箇所調査費用)	X線方式	3	か所			
鉄筋探査費用(基本料金)	電磁波レーダー方式	1	式			
鉄筋探査費用(1箇所調査費用)	電磁波レーダー方式	1	か所			
計						

蒸気ボイラー設備改修工事		電灯設備		電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
鉄筋探査		1	式			別紙 00-0002
鉄筋探査費用(1箇所調査費用)	X線方式	1	か所			
鉄筋探査費用(1箇所調査費用)	電磁波レーダー方式	1	か所			
計						

蒸気ボイラー設備改修工事		撤去工事		機器設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
機器搬出処分費		1	式			別紙 00-0003
ボイラー撤去・積込		2	台			
軟水装置 撤去・積込		1	台			
塩水タンク撤去・積込		1	台			
棄液装置 撤去・積込		1	台			
計						

蒸気ボイラー設備改修工事		撤去工事		配管		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
フランジパッキン撤去		1	式			別紙 00-0004
ボイラーフランジパッキン 撤去		20	個			
軟水装置フランジ パッキン撤去		5	個			
タンクフランジパッキン 撤去		2	個			
ヘッダーフランジパッキン 撤去		4	個			
同上廃材梱包		1	式			
計						

静岡県建設工事請負契約約款

(令和8年4月最終改正)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書（「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事は除く、以下同じ。）及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)

第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、工程表につき直ちにその内容を審査し、不適当と認めたときは、受注者に訂正を求めるものとする。
- 3 受注者は、工期が1月を超える工事については、工程表に基づいて、工事工程月報を提出しなければならない。

らない。

4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

5 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事及び発注者からの出動要請に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事にかかる請負契約については、この限りでない。また、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したものに限る。）

(5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(6) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1（低入札価格調査（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行われる調査をいう。以下同じ。）を受けて落札者となった受注者と締結する請負契約に係る保証の額にあっては10分の3）以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1（低入札価格調査を受けて落札者となった受注者と締結した請負契約に係る保証の額にあっては、変更後の請負代金額の10分の3）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券の寄託をしたものとみなす。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（暴力団関係業者による下請負の禁止等）

第6条の2 受注者は、第43条の2第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（下請負人）

第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を静岡県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に基づき告示された「特定役務のうち建設工事の調達契約」に係る特例政令の適用基準額以上の工事については、本項は適用しない。

2 発注者は、第6条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した受注者に対し、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の社会保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

（1）受注者と直接下請契約を締結する下請負人

当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が発注者の指定する期間内に当該社会保険等未

加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を発注者に提出したとき

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としてしていると発注者が認め、その旨を通知した日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合

イ 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別な事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、受注者が同号アに定める期間内に確認書類を提出せず、かつ、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときであつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到

達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げるものを定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
 - (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）
 - (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）
- 2 主任技術者又は監理技術者は、工事が建設業法第26条第3項本文の規定に該当する場合は、専任の者でなければならない。この場合において、当該工事が同法第26条第2項の規定にも該当する場合には、当該専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行わなければならない。ただし、特に常駐する必要がないと発注者が認めたときは、この限りでない。
- 4 現場代理人は、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 7 低入札価格調査を受けて落札者となった受注者については、前項の規定は適用しない。

(履行報告)

第11条 受注者は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が請求したときは提示しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定によるほか、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査又は発注者の指定する検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じ、又は所要の措置をとらなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数

量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定

める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊 検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな

ればならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内

に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。
ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。
ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。
この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予想することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができ

る。

（臨機の措置）

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求す

ることができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）の範囲内において請負代金額に相当する額に至るまでの額から、当該損害合計額の範囲内において請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額を差し引いた額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項本文中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額」とあるのは「請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額及び既に負担した額」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として、同項の規定を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

- 第31条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者が第2項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査の結果の通知をしないときは、その期限を経過した日から検査の結果の通知をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第2項の期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとする。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が200万円未満の場合及び前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項に規定する前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、第2項の規定による請求をしようとするときは、発注者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行なわれた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するも

のであること。

- 5 発注者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1（第2項に規定する中間前払金の支払を受けているときは10分の2）に相当する額を加えた額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第35条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び第34条第2項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

（部分払）

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が現になされた前払金

の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達した時にかぎる。また、この請求は契約書記載の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \left[1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第41条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第42条 削除

第42条の2 削除

(発注者の催告による解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。

(3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第43条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第45条又は第45条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にあっては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった

とき。

ク 発注者が第6条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第43条の3 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第43条の4 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

（1）第46条の3第1項に該当するとき。

（2）受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

（発注者の任意解除権）

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第43条、第43条の2又は前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第45条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

（2）第20条の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第45条の3 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第46条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来

形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の2又は次条第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第44条、第45条又は第45条の2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第43条又は第43条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1

(低入札価格調査を受けて落札者となった受注者にあつては、請負代金額の10分の3)に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第43条又は第43条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者とその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額を請求することができる。

6 第2項の場合(第43条の2第1項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第46条の3 この契約に関し、受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。)において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の

規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。）の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第46条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第45条又は第45条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第46条の5 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項（第38条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (火災保険等)

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない
- (制裁金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。
- (暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第48条の2 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の規定による警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。
- (あっせん又は調停)

第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3

項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(雑則)

第51条 この約款に基づく受注者の発注者に対する届出、通知等の書式は、発注者の定めるところによる。

2 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(総合評価落札方式による契約に関する附則)

受注者は、契約書記載の工事の施工に際しては、発注者に対して提出した施工計画に記載されている仕様等を遵守すること。

2 発注者は、受注者の責により、入札時の技術資料により提案した技術提案等が履行できない場合は、達成度合いに応じて以下に示す算式により請負契約金額の減額を行うものとする。ただし、技術提案等において発注者が採用を認めないことを通知した提案は除く。

・減額の算出方法

$$\text{減額} = \left(1 - \frac{100 + \beta}{100 + \alpha} \right) \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点

※算出金額は、千円未満切り捨てとする。

3 契約締結時点において想定されなかった事象の発生によって入札時の技術資料に基づく施工ができない場合は、発注者と受注者とが協議の上その取り扱いについて決定する。

【別添】

[表面]

仲 裁 合 意 書

建設工事名

建設工事場所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法
第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛
争審査会を管轄審査会とする。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

住 所

受注者 商 号

氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）④

[裏面]

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1) 仲裁合意

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。